

田んぼ、お米、生きもの、農のある地域づくりに
関係する全ての人へ・・・

**みんなの力で
日本の田んぼに
生きもののにぎわいを
取り戻そう！**

田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト

**行動計画
2013**

愛知目標を達成しよう
水田目標を達成しよう



田んぼの生物多様性向上活動への参加のお願い

ラムサール・ネットワーク日本 共同代表 / 水田部会長 呉地正行

2010年に名古屋で、生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）が開催されました。その時に、日本政府が主体的に関わり、これまでに損なわれてしまった生物多様性を回復するために、これからの10年間に行う20の具体目標を提案し、それが「愛知目標」として採択されました。

また、これを生物多様性条約だけでなく、もっと幅広く行うための枠組みとして、ラムサール・ネットワークが発意し、CBD COP10での議論を経て国連総会で採択された「国連生物多様性の10年」という枠組みもでき、この受け皿として、国連生物多様性の10年日本委員会（事務局：環境省）も立ち上がりました。国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）（事務局：日本自然保護協会）では市民ベースでの20の愛知目標の達成と啓発を兼ねた「にじゅうまるプロジェクト」を立ち上げ、既に多くの団体、個人が参加し、ラムサール・ネットワーク日本でも「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト」を「にじゅうまるプロジェクト」のひとつとして参加登録し、その活動を始めました。

この「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト」は、ラムサール条約と生物多様性条約の締約国会議で採択された田んぼの生物多様性向上に関する決議の内容を具体化するため、多様な取り組みの受け皿となることを目指しています。

そこで、わたしたちは、2012年11月「水田の生物多様性向上のための行動計画づくりワークショップ」を開催し、既にこれらの分野で先進的な取り組みを行なっている地方自治体、団体、個人の方々とこれからの具体的な計画づくりを話し合い、「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト行動計画」をまとめました。

「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト行動計画」は、愛知目標と水田決議を達成するための具体的な計画で、これから2020年に向かって、日本全国で活動を展開していきます。

田んぼの生物多様性に関心を持つ全国の農業関係者や市民、企業、行政のみなさん、わたしたちとともに、この計画に参加し、手をたずさえて、愛知目標と水田決議の達成をめざしていきましょう。

なお、「田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト」は、国連生物多様性の10年日本委員会の認定連携事業に選ばれ、その成果が大きく期待されています。

*この行動計画書には、18の水田目標を達成するために、多くの行動内容が示されていますが、参加者の皆さんにこれらの行動全ての実施を求めるものではありません。

参加者の皆さんには、この中から実施可能な行動を選んで登録していただき、その行動に限った実践をお願いするものです。また登録していただく行動は、1つでも複数でも結構です。また途中から追加することも可能です。

参加された団体・個人から登録していただいた行動全体を束ねたものが、水田目標達成のための10年プロジェクトとなります。そのために開始時点では、登録数の多い行動や登録が少なかったり、無いものも含まれるかもしれませんが、参加される方々がそれぞれの持ち味を活かせる分野で参加活躍していただきたいと考えています。

参加登録全体のまとめは、ラムサール・ネットワーク日本が行い、参加者の皆さんへお知らせします。

参加のお願い	1	国連生物多様性の10年日本委員会	14
みんなの力で	2	水田目標	15
関係する諸活動	3	行動計画	25
背景、目的、考え方	5	行程表	48
水田目標一覧	6	愛知目標全文	49
個別行動一覧	7	参加規定	51
参加の手順	9	行動計画の策定経緯	52
参加フロー図	11	参加登録書	59
にじゅうまるプロジェクト	12		

田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクトに参加して 愛知目標と水田目標をみんなの力で達成しよう

愛知目標

49～50 ページに全文

2010年、愛知県名古屋市で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議で、世界193か国が誓った「生きものを大切にしよう」という国際的な約束です。20の個別目標があり、日本政府も国民も、みんなが2020年までに達成しなければなりません。

水田目標

6 ページに一覧

愛知目標のうち対象を水田にしぼった達成目標が、水田目標です。水鳥などが生息する湿地の保護を目指すラムサール条約締約国会議で採択された、田んぼの生物多様性を向上をめざす水田決議 X.31 の内容も、水田目標に含まれています。

行動計画

7～8 ページに
個別行動一覧

愛知目標も水田目標も、みんなが取り組まなければ達成できません。日本政府は、生物多様性国家戦略を策定しました。わたしたちは、民間や地方自治体が取り組む行動計画をまとめました。それが「田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクト行動計画」です。

みんな でやろう

この計画は、18の水田目標と、関係する個別行動からできています。参加者の中には、大きな企業や自治体から個人の農家まで、さまざまな立場の人たちがいます。それぞれの持ち味を生かして、しっかり取り組んでいきたいと思います。



田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクト

ラムサール条約第10回締約国会議(2008年)

ラムサール決議X. 31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」(水田決議)採択

各国の湿地保全、農業などの関係部局は連携して、
 ○生物多様性、生態系サービス及び水田の持続可能性を高め、
 ○農家及び他の集落構成員の栄養状態、健康及び福利の改善、
 ○水鳥個体群の保全にも貢献するよう
 積極的な推進を奨励すること

この会議で、水田の生物多様性の向上に注目が集まり、「水田決議」が採択されました。ラムサール決議は、各国政府にその実施を求めるものです。日本には水田が250万haもあるので日本政府は、特に、その実現に努めなければなりません。

水田決議とは、水田の生物多様性や生態系サービスなどを高め、生物の保全を進めることを政府機関に求めるものです。

生物多様性条約第10回締約国会議(2010年)

愛知目標を採択

「ラムサール決議X. 31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」(水田決議)の完全な実施を促す「農業生物多様性に関する決定X-34」を採択

各国政府が達成する20の個別目標

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 生物多様性の普及啓発 | 11. 保護地域の拡大 |
| 2. 各種計画への組み込み | 12. 絶滅危惧種対策 |
| 3. 補助金、奨励措置 | 13. 農畜産物の遺伝子の多様性確保 |
| 4. 持続可能な生産と消費 | 14. 生態系サービスの活用回復保全 |
| 5. 生息地の破壊減少 | 15. 劣化した生態系の回復 |
| 6. 過剰漁獲の防止 | 16. 名古屋議定書の施行 |
| 7. 農業地域等の持続的管理 | 17. 効果的、参加型戦略策定 |
| 8. 汚染防止 | 18. 伝統的知識の尊重 |
| 9. 外来種対策 | 19. 生物多様性の知識、技術の改善 |
| 10. 脆弱な生態系保護 | 20. 必要な資金の増加 |

愛知目標が採択されたことにより、国連、政府、自治体や民間各主体による対応策が進められています。

国連

日本政府

地方自治体

民間



エクトと、関係する諸活動

そこでラムサール・ネットワーク日本では、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議の開催を機会に、同会議で採択された愛知目標と水田決議とともに実現させるため、田んぼの生物多様性向上10年プロジェクトを立ち上げました。

愛知目標の採択を受け、国連は、2011年から2020年までを「国連生物多様性の10年」に定め、世界が協力して生物多様性保全を実現する決定をしました。

国連生物多様性の10年決議
(2010年)

わが国は、国連決議を実行するために、政府、経済界、NGOなどと日本委員会を設立し、連携事業認定等の活動を進めています。

国連生物多様性の10年日本委員会
(2011年)

推奨事業認定

日本政府、地方自治体、経済界、事業者、学界、メディア、NGO他

生物多様性国家戦略の改定 (2012年)

生物多様性地域戦略策定、改定

にじゅうまるプロジェクト
(2011年)

国際自然保護連合日本委員会

外務省、環境省、国際自然保護連合地域理事、日本自然保護協会、ラムサール・ネットワーク日本、生物多様性JAPAN他

その他さまざまなプロジェクト

田んぼの生物多様性向上10年
プロジェクト発足 (2011年)
行動計画の策定 (2013年)

ラムサール・ネットワーク日本

ラムサール・ネットワーク日本は、愛知目標に準じた水田目標をつくり、民間、地方自治体などとともに、田んぼの生物多様性を向上させる具体的な行動に取り組みます。

国際自然保護連合日本委員会は、「にじゅうまるプロジェクト」を立ち上げ、愛知目標達成の具体的な行動の実施を広く呼び掛けています。



田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト 行動計画作成について

■■■ 背景 ■■■

わが国の水田は、経済性や効率性などを優先した近代化により、水田とともに生息してきた多くの生きものの生息環境が劣化し、生物多様性の損失をまねいています。

2008 年に韓国で開催されたラムサール条約第 10 回締約国会議では、水田が食料生産のほか、多くの生きものが生息する重要な湿地生態系を支えていることなどが注目され、水鳥個体群の保全への貢献も含め、生物多様性を高めるのに必要な対策の積極的な推進を求める、ラムサール決議 X. 31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」（「水田決議」）が採択されました。

2010 年、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議でも、ラムサール条約の水田決議を完全に実施するよう、関係する締約国に促す決定が採択されました。

名古屋会議では、生物多様性の保全を進めるために、各締約国が責任を持って達成する愛知目標が決まり、ラムサール条約の水田決議とともに、水田の生物多様性の向上を確実に実現しなければならない国際的責任が生まれました。

■■■ 計画の目的 ■■■

2012 年 9 月、日本政府は、生物多様性国家戦略を改定し、愛知目標をはじめ、名古屋会議で決った多くの課題解決に向けた取組みを始めましたが、多岐にわたる生物多様性の課題解決は、日本政府だけでは困難で、国民の支持と協力が欠かせません。

そこで、私たちは、ラムサール条約の水田決議と生物多様性条約の愛知目標に基づき、現場主義の立場から、自治体や民間で進める田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトを発足させました。多くの団体・個人とともに、水田の生物多様性の向上に役立つ行動に取り組む、この田んぼ 10 年プロジェクトのすべての活動の基礎となるのが、この行動計画です。

■■■ 計画の考え方 ■■■

1. 水田の生物多様性向上に、愛知目標と水田決議の実現が大きな役割を果たすと考えられることから、本計画は、愛知目標と水田決議の実現を目指して、水田現場を重視しながら、自治体や民間で実施する内容とします。
2. 愛知目標は、生物多様性に関する水田決議の内容を含んでいるため、本計画は、愛知目標の個別目標に準じた構成とします。
3. 水田の生物多様性向上を実現するため、愛知目標に準じた水田目標を設定します。
4. 本計画の実施主体は、趣旨に賛同した水田現場と何らかのかかわりを持つ自治体及び民間の団体・個人とします。
5. 本計画の最終達成年は、愛知目標と同じ 2020 年です。



■■■ 水田目標一覧 ■■■

水田目標	内 容	該当する愛知目標
水田目標 1	水田の生物多様性向上に関する広報、教育、普及啓発を推進する	愛知目標 1
水田目標 2	国や地方自治体の各種計画に水田の生物多様性の価値を導入する	愛知目標 2
水田目標 3	水田の生物多様性保全を妨げる施策や補助金等を廃止し、または改革する	愛知目標 3
水田目標 4	水田の生物多様性を向上させる施策や補助金等を拡大する。	愛知目標 3
水田目標 5	あらゆるレベルの関係者が水田の生物多様性を向上させる行動を進める	愛知目標 4
水田目標 6	生物多様性の保全に寄与している水田の損失速度をゼロに近づけ、水田の生物多様性の劣化を防ぎ、水田間の分断を減少する	愛知目標 5
水田目標 7	水田の生物多様性が向上するよう農業が行われる地域を持続的に管理する	愛知目標 7
水田目標 8	不適切な農薬や化学肥料等の使用による汚染から水田の生物多様性の損失を防止する	愛知目標 8
水田目標 9	侵略的外来種による水田生態系への影響を防止する	愛知目標 9
水田目標 10	水田を利用する野生動植物の遺伝子の交雑を防止する	愛知目標 9
水田目標 11	生物多様性の保全に寄与している水田を保護地域システムに組み入れる	愛知目標 11
水田目標 12	水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の絶滅及び減少が防止され、減少している種が回復する	愛知目標 12
水田目標 13	水田の良好な生態系が人の健康、生活、福利に貢献するよう、水田を活用する	愛知目標 14
水田目標 14	劣化した水田生態系の 15%以上を回復する	愛知目標 15
水田目標 15	地方自治体が、生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画などを改定して、水田の生物多様性向上を実現する施策を実施する	愛知目標 17
水田目標 16	愛知目標が取り入れられた生物多様性国家戦略、地域戦略及び各々の行動計画が確実に推進されるよう、進行管理を行う	愛知目標 17
水田目標 17	水田の生物多様性の現状や損失などの知識や確認方法を向上させ、各地で活用する。	愛知目標 19
水田目標 18	水田の生物多様性の向上策を実行する資金と人材等を確保する	愛知目標 20

水田目標を達成するための個別行動一覧

水田目標	行動番号	内容
1	1-1	水田の生物多様性の価値を普及する
	1-2	水田の生物多様性の価値を伝える田んぼ体験活動を行う
	1-3	水田の生物多様性がわかる教材を作成し発行する
	1-4	田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画を普及する
	1-5	水田目標 1 を達成するためのその他の活動
2	2-1	水田の生物多様性の価値を導入すべき各種計画をリストアップし、計画別に内容をまとめる
	2-2	国や地方自治体の各種計画に水田の生物多様性の価値が導入されるよう要請する
	2-3	行政の各種計画に水田の生物多様性の価値が導入されるよう努める
	2-4	水田目標 2 を達成するためのその他の活動
3	3-1	水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等をリストアップし、廃止または改革の理由と内容をまとめる
	3-2	水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等の廃止、または改革を要請する
	3-3	水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等の廃止、または改革に努める
	3-4	水田目標 3 を達成するためのその他の活動
4	4-1	水田の生物多様性の向上を促進する施策や補助金等を検討して望ましい方策を示す
	4-2	水田の生物多様性の向上を促進する施策や補助金等の改善、策定を要請する
	4-3	水田の生物多様性の向上を促進する施策や補助金等の改善、策定に努める
	4-4	水田目標 4 を達成するためのその他の活動
5	5-1	あらゆるレベルの関係者が、生物多様性を向上させる水田農業を支える行動がとれるよう行動計画モデルを作成する
	5-2	生物多様性を向上させる水田農業を支える行動計画を作成し実施する
	5-3	あらゆるレベルの関係者が、生物多様性を向上させる水田農業を支える行動がとれる行動計画モデルを PR する
	5-4	水田目標 5 を達成するためのその他の活動
6	6-1	農地が未整備で、生物多様性の保全に寄与している水田維持への直接支援制度の新設を要請する
	6-2	生物多様性に配慮したほ場整備事業への具体的改革内容を検討する
	6-3	生物多様性に配慮したほ場整備事業への改善を要請する
	6-4	生物多様性に配慮したほ場整備事業を実施する
	6-5	水田目標 6 を達成するためのその他の活動
7	7-1	水田の生物多様性を維持、または向上する対策を実施する
	7-2	水田の生物多様性を維持、または向上する諸対策をまとめたガイドブックを作成し発行する
	7-3	水田の生物多様性を維持、または向上する諸対策を普及する
	7-4	水田目標 7 を達成するためのその他の活動
8	8-1	不適切な農薬散布をやめる
	8-2	農薬によらない農法を実施する

8	8-3	農薬、肥料、代かき水などの水田外への流出を防ぐ
	8-4	水田目標 8 を達成するためのその他の活動
9	9-1	水田生態系における侵略的外来種を特定する
	9-2	水田生態系における侵略的外来種対策を行う
	9-3	水田目標 9 を達成するためのその他の活動
10	10-1	水田に生息する生きものの遺伝子の交雑を検討する
	10-2	水田に生息する生きものの遺伝子の交雑を防ぐ活動を行う
	10-3	水田目標 10 を達成するためのその他の活動
11	11-1	生物多様性に寄与している水田をラムサール条約登録湿地にする活動を行う
	11-2	水田目標 11 を達成するためのその他の活動
12	12-1	水田に生息する絶滅の恐れのある生物種をリストアップする
	12-2	水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の回復活動を行う
	12-3	水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の保全の重要性の広報活動を行う
	12-4	水田目標 12 を達成するためのその他の活動
13	13-1	水田の生態系を生かして、人の健康、生活、福利の増進を図る
	13-2	水田目標 13 を達成するためのその他の活動
14	14-1	劣化したほ場整備地の生態系回復活動を行う
	14-2	全国のほ場整備地を管轄する組織などに、劣化した生態系の回復を要請する
	14-3	劣化したほ場整備地の生態系を回復する方法をまとめた参考資料を作成する
	14-4	放棄水田を生物多様性の向上に配慮した田んぼに復田する
	14-5	水田目標 14 を達成するためのその他の活動
15	15-1	水田の生物多様性の向上を実現するため、生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画などを改定する
	15-2	水田の生物多様性の向上を実現するため、生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画などを改定するよう要請する
	15-3	水田目標 15 を達成するためのその他の活動
16	16-1	毎年度ごとに市民参加による生物多様性国家戦略の進行管理が行われるよう要請し、参加する
	16-2	毎年度ごとに市民参加による生物多様性地域戦略の進行管理が行われるよう要請し、参加する
	16-3	毎年度ごとに、田んぼの生物多様性向上行動計画の進行状況を集約して公表する
	16-4	2014 年と 2020 年の締約国会議の前に、水田目標の達成状況をまとめる
	16-5	水田目標 16 を達成するためのその他の活動
17	17-1	水田の生物多様性を評価する手法をまとめる
	17-2	水田目標 17 を達成するためのその他の活動
18	18-1	水田の生物多様性を向上させるために必要な予算措置等を、毎年行うよう要請する
	18-2	水田の生物多様性を向上させるために必要な予算措置等の実施を考慮する
	18-3	水田目標 18 を達成するためのその他の活動

みんなで参加しましょう

参加してほしい人たち

農家

農業団体

土地改良事業者

農地水組織

中山間組織

地方自治体

学校関係

企業・団体

消費者団体

市民団体

研究者

田んぼの
生物多様性に
関心をもつ人

参加の手順

1

田んぼの生物多様性を向上させるため、
行動を起こし、取り組もうとする
水田目標を確認します。

2

水田目標を達成するため
みなさんの持ち味を生かして
取り組める行動番号を選択します。

3

ラムサール・ネットワーク日本事務局
にプロジェクトへの参加登録書を出し
ます。

4

田んぼの生物多様性を向上させる
活動を実施します。

5

ラムサール・ネットワーク日本事務局
からの実施状況アンケートに
回答します。

6

登録された方々と行動内容は
わが国の取組みの一部として
集計、公表され
ラムサール条約、生物多様性条約締約
国会議に報告されます。

1

■■ 水田目標一覧 ■■

取り組もうとする水田目標を確認します

水田目標	内 容	該当する愛知目標
水田目標 1	水田の生物多様性向上に関する広報・教育、普及啓発を推進する	愛知目標 1
水田目標 2	国や地方自治体の各種計画に水田の生物多様性の向上を導入する	愛知目標 2
水田目標 3	水田の生物多様性保全を妨げる施策や補助金等を廃止し、または改善する	愛知目標 3
水田目標 4	水田の生物多様性を向上させる施策や補助金等を拡大する	愛知目標 3
水田目標 5	あらゆるレベルの関係者が、水田の生物多様性を向上させる行動を進める	愛知目標 4
水田目標 6	生物多様性の保全に寄与している水田の活用、水田の生物多様性の劣化防止	
水田目標 7	水田の生物多様性	

水田目標一覧 6 ページ
水田目標詳細 15 ページ～

■■ 水田目標を達成するための個別行動一覧 ■■

2

取り組む行動を決めます

水田目標	行動番号	水田目標を達成するための行動
1	1-1	水田の生物多様性向上の価値を普及する
	1-2	水田の生物多様性向上の価値を伝える田んぼ体験活動を行う
	1-3	水田の生物多様性がわかる教材を作成し発行する
	1-4	田んぼの生物多様性向上行動計画を普及する
	1-5	水田目標 1 を達成するためのその他の活動
2	2-1	水田の生物多様性の向上を導入すべき各種計画をリストアップし、計画別に導入内容を作成する
	2-2	国や地方自治体の各種計画に水田の生物多様性の向上が導入されるよう要請する
	2-3	行政の各種計画に水田の生物多様性の向上が導入されるよう努める
	2-4	水田目標 2 を達成するためのその他の活動
3	3-1	水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等を廃止または改革の理由と中央
	3-2	水田の生物多様性

個別行動一覧 7～8 ページ
個別行動詳細、行動計画 25 ページ～



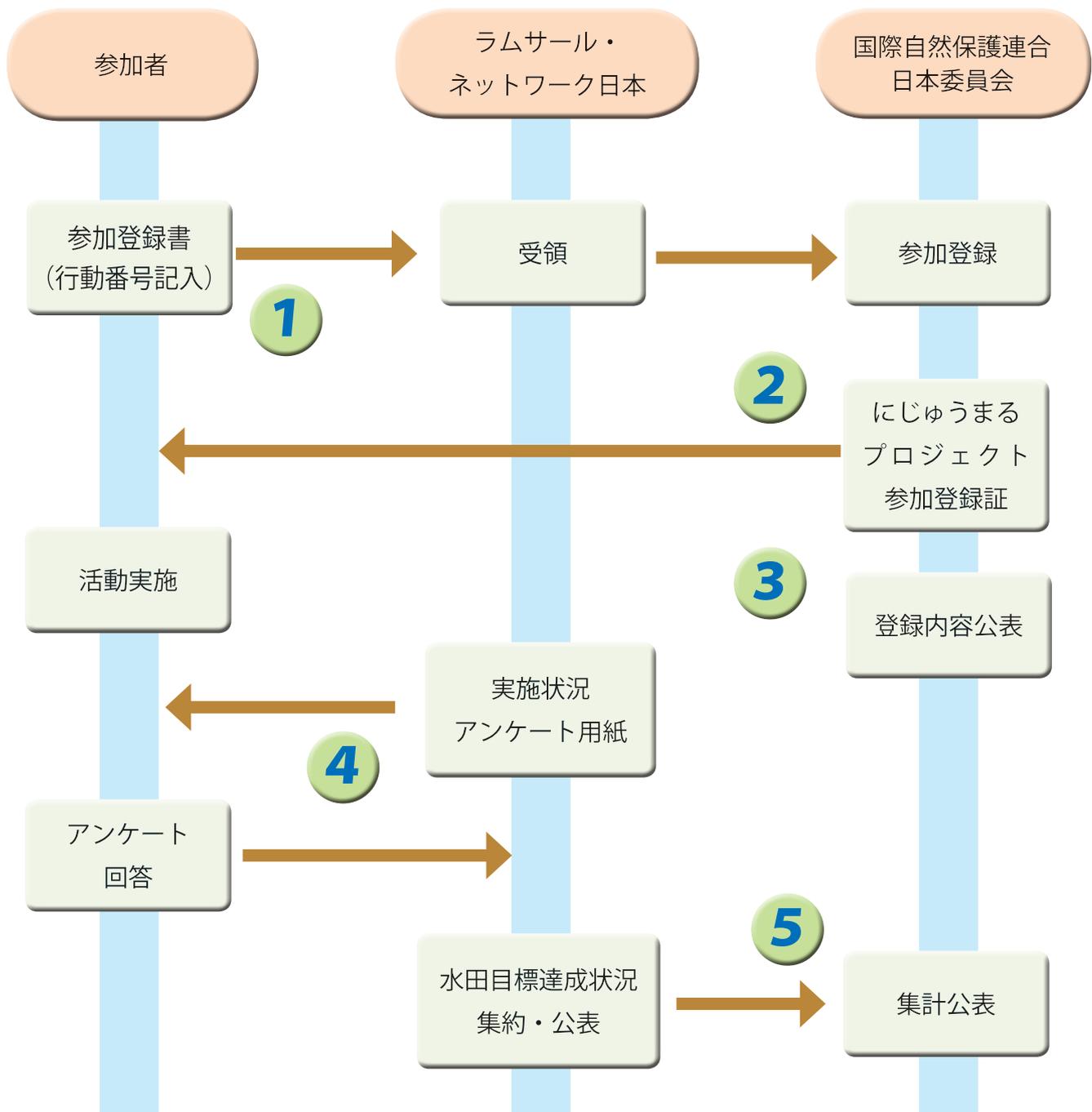
3

選択した個別行動の番号を記載してプロジェクトに参加登録します

4

活動を実施して田んぼの生物多様性を向上させます

田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト参加フロー図



- 1** 田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトへの参加者は、参加登録してください。本書 51 ページの参加規定を確認の上、59 ページの参加登録書をラムサール・ネットワーク日本事務局に F A X または郵送で送ってください。
- 2** 本行動計画は、にじゅうまるプロジェクトと連携していますので、国際自然保護連合日本委員会から、にじゅうまるプロジェクト参加登録証が送られます。参加登録証は、できれば、PR を兼ねて見える場所に掲げてください。
- 3** 参加者の活動内容は、にじゅうまるプロジェクトのホームページに掲載されます。(ホームページへの掲載を希望しないことも可能です)
- 4** 活動実施後、事務局よりアンケート用紙を送りますので、ご協力ください。
- 5** 集約結果をまとめて、ラムサール条約、生物多様性条約締約国会議に報告書として提供します。

にじゅうまるプロジェクトとは

田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトの母体は、愛知目標達成を目的とする「にじゅうまるプロジェクト」(事務局：国際自然保護連合日本委員会)です。

にじゅうまるプロジェクトは、田んぼ以外のさまざまな領域における愛知目標達成を目指した、わが国民間サイドの総合的な活動です。

ねらい

- ・目標年である 20 年に、○(まる)という評価を手にしよう
- ・20 の個別目標すべてで、○(まる)という評価を手にしよう
- ・愛知目標をめざして、現場で汗を流す人々に、○ではなくて◎(にじゅうまる)をプレゼントしよう。
- ・あなたと地球の未来に、にじゅうまるをプレゼント！

目的

愛知ターゲットの実現を支援すること

基本行動

1. 愛知ターゲットに関する情報を提供し、参加・行動を呼び掛ける。
2. 多くの、多様なセクターを愛知ターゲット達成に巻き込む。
3. そういった個々の活動を推進する。
4. その集合である全体像(目標の進捗・達成度)を集約できるよう個別目標毎の取組み事例や知見の共有を推進すること。
5. 市民独自の視点で目標達成状況を評価(政策提言)する場を作り出す。

にじゅうまるプロジェクトをすすめる、国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J)は、1980年に日本において「世界環境保全戦略」が発表されたのを機に、IUCNに加盟する国内の団体間の連絡協議を目的として設立され、2001年10月に、IUCN理事会において正式に承認されました。



国際自然保護連合日本委員会 役員・運営委員
(2012年4月1日より2016年3月31日まで)

【役員】

会長：吉田正人 日本自然保護協会

副会長：草刈秀紀 WWF ジャパン

日比保史 コンサベーションインターナショナル
ジャパン

監事：池田善一 地球環境戦略研究機関

【運営委員】

外務省

環境省

国際自然保護連合地域理事(小池寛治)

日本自然保護協会(朱宮文晴)

コンサベーション・インターナショナル・ジャパン(名取洋司)

ラムサール・ネットワーク日本(柏木実)

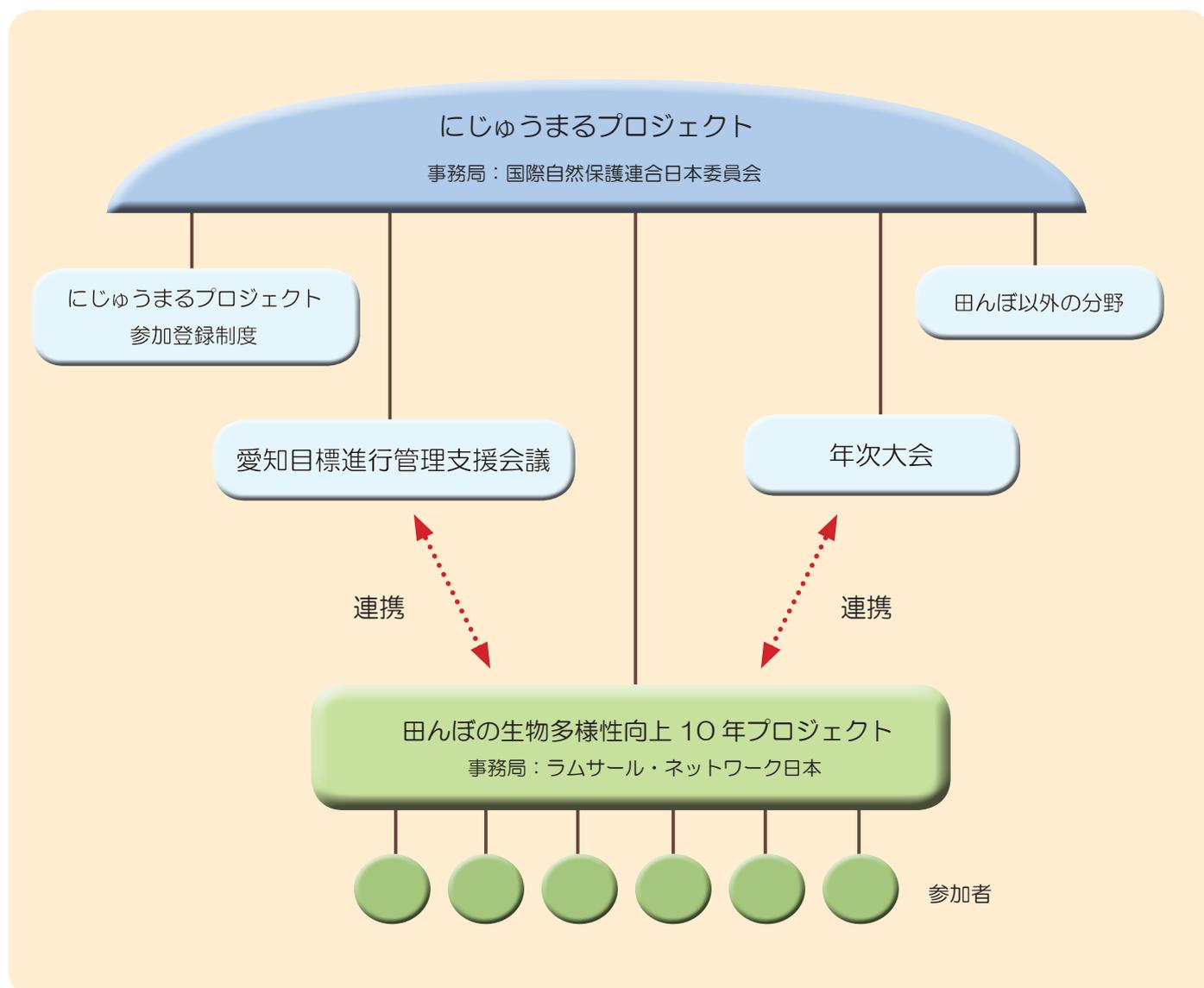
生物多様性 JAPAN(西田治文)

【事務局】

日本自然保護協会

にじゅうまるプロジェクトと 田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト

1. 田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトは、にじゅうまるプロジェクトを母体としています。
2. 愛知目標及び水田目標の達成状況を確認するため、毎年、年次大会を開催します。
3. 国や地方自治体などの愛知目標及び水田目標の進行管理状況を把握し、目標達成に必要な提言などを行う愛知目標進行管理支援会議を、毎年、実施します。
4. にじゅうまるプロジェクトは、民間レベルでの愛知目標達成活動を広げるため、参加登録運動を進めています。田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトへの参加登録者は、にじゅうまるプロジェクトに登録され、集約、公表されます。
5. にじゅうまるプロジェクトは、生物多様性条約締約国会議に成果報告が行われる活動です。
6. 田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画を推進する事務局は、ラムール・ネットワーク日本、にじゅうまるプロジェクトを推進する事務局は、国際自然保護連合日本委員会です。両事務局は、互いに独立して、連携します。

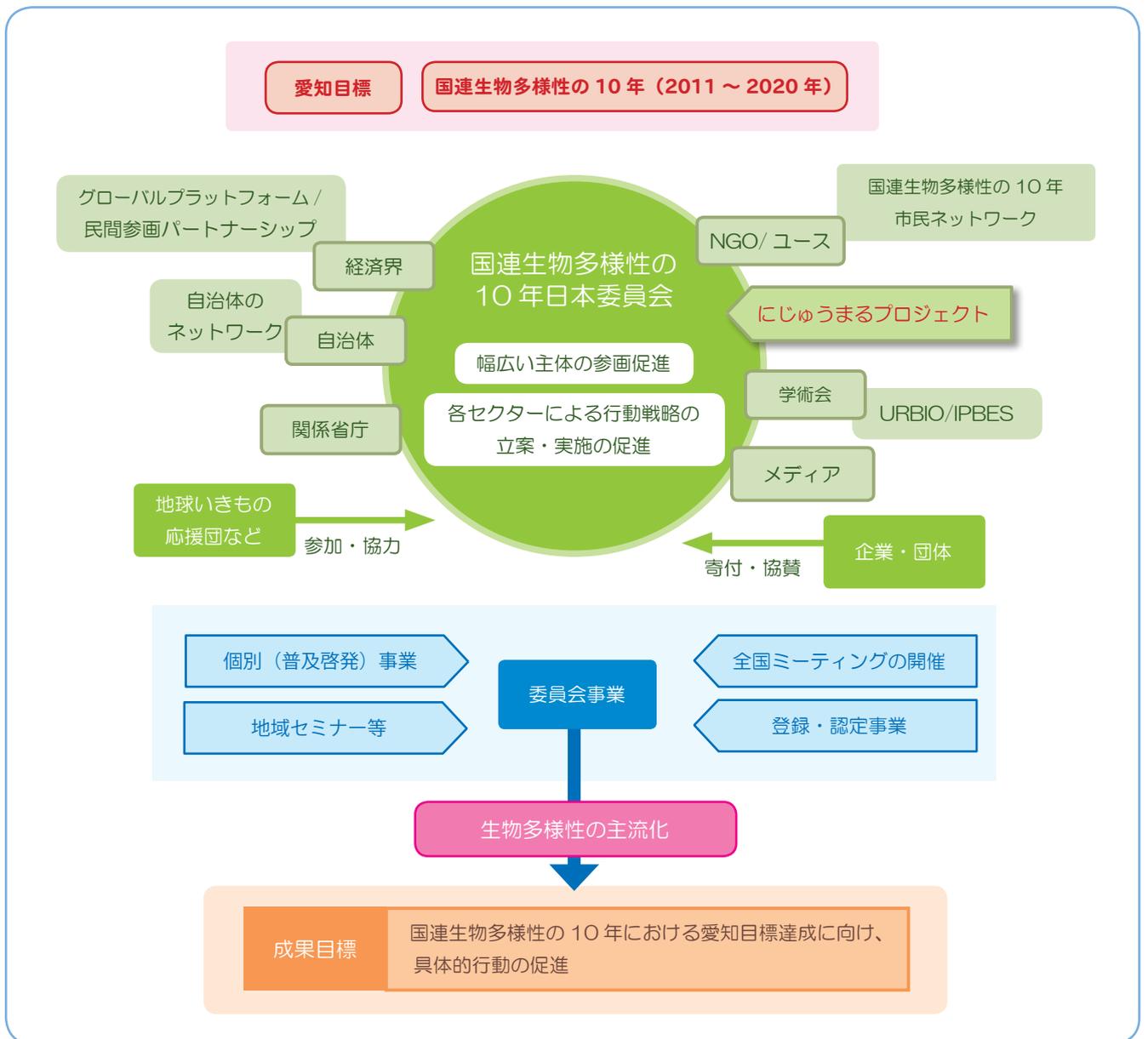


田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトは「国連生物多様性の 10 年日本委員会」が推奨する事業として認定を受けています。

国連生物多様性の 10 年日本委員会

(事務局：環境省自然保護局生物多様性施策推進室)

国連生物多様性の 10 年日本委員会は、愛知目標を達成するため、国、地方公共団体、事業者、及び民間の団体における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進し、各セクター相互の情報交換及び連携を進めることを目的として、2011 年 9 月に設立されました。



田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトは、さまざまな人たちと連携し、田んぼの生物多様性を向上させていきます

水田目標 1

水田の生物多様性向上に関する広報、教育、普及啓発を推進する

愛知目標 1：遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。

愛知目標 1 は、人々が

- ①生物多様性の価値を認識する
- ②生物多様性の保全のために有効な行動を認識する
- ③持続的に利用するための行動を認識することを求めています。

これを水田の生物多様性向上に置き換えます。

対象となる人々は、水田の生物多様性向上について知ってもらいたい人、すべてです。生産者、消費者、役所や企業関係者などのほか、子どもたちも重要です。

水田目標 1 は、水田の生物多様性向上に関する広報・教育・普及啓発を行うこと、すなわち水田の CEPA 活動

です。

水田の生物多様性を知ってもらう活動として、各地で、生きものとふれあう田んぼ体験活動が行われています。単なる農業体験ではなく、田んぼの生きもの調べ等を通して、お米づくりと、生物多様性の大切さを、同時に伝える体験活動です。

水田目標 1 の達成には、こうした田んぼ体験を継続するほか、田植えと稲刈りで終わっている体験活動に、生物多様性の観点を取り入れてもらう必要があります。

水田の生物多様性を向上させる行動を実施するにも、多くの人々に、その必要性を伝えなければなりません。

水田目標 2

国や地方自治体の各種計画に水田の生物多様性の価値を導入する

愛知目標 2：遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

愛知目標 2 は、国の各種開発計画はもとより、地方自治体の開発計画にも、生物多様性の価値が計画の策定段階で検討され、計画書の本文に明記されることを求めています。

これを、水田に置き換えたのが、水田目標 2 です。

都道府県、市町村は、「総合計画」または「長期ビジョン」という名称の長期総合計画を策定しています。期間は、5 年、10 年など、さまざまです。自治体の全ての計画の基本となる最上位計画です。「基本構想」「基本計画」「実施計画」があり、地域の将来像やなすべき施策や体制、プログラム等が記述されています。

その他、自治体によって名称は異なりますが、都市計画マスタープラン、土地利用基本計画、産業振興計画、地域教育推進計画、生涯学習計画、食育推進計画、緑の基本計画、農業基本計画、環境基本計画など、都市基盤

整備、産業、経済、環境、教育、文化、健康、福祉など、分野別に各種の計画があります。

国には、分野ごとに、より大きな計画があります。

特に、経済対策のための公共事業の拡大や震災復興事業、防災、減災事業など、今後、大きな開発事業が計画されています。

それらの中に、水田の生物多様性の価値が明記されなければなりません。



水田目標3

水田の生物多様性保全を妨げる施策や補助金等を廃止し、または改革する

愛知目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮に入れつつ、負の影響を最小化または回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

農地や農業施設の整備、病虫害防除などの政策や補助事業には、生物多様性に有害な奨励措置があります。遅くも2020年までに、それらは廃止、あるいは段階的に廃止、又は改革されなければなりません。

例えば、ほ場整備事業。田んぼや畑、水路、農道を整備する事業で、国や自治体が奨励し、補助金を出しています。

農業生産に効率の良い農地を作れる反面、魚類、両生類、爬虫類、鳥類、昆虫、野草など、生物多様性にとって有害な事業です。中山間地等直接支払制度が適用され、支

援金がもらえるからと、わざわざ補助金を使って殺虫剤の空中散布を始めた地域があります。

これらの、ほ場整備事業や中山間地等直接支払制度などは、十分意義のある事業ですが、生物多様性には有害な面が大きいため、改革が必要です。

国や地方自治体の政策、補助事業などのうち、生物多様性に有害なものを明確にして、廃止や改革を実現していく必要があります。

水田目標4

水田の生物多様性を向上させる施策や補助金等を拡大する

愛知目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮に入れつつ、負の影響を最小化または回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

水田の生物多様性を向上させるには、たとえば、農薬や化学肥料に頼らない農法に転換する、緑のあぜをつくる、土水路を維持する、なつみずたんぼやふゆみずたんぼを行うなどの具体的な対策が必要です。

経済性や効率性を優先した農地や水路が整備され、農薬や肥料の過剰使用や生きものへのまなざしを欠いたままの慣行農法をそのまま続けているだけでは、水田の生物多様性は疲弊していくばかりです。水田さえあれば、生物多様性も維持できるという状況ではありません。

しかし、生物多様性を向上させる農業は、手間のかかるものが少なくありません。米づくりとともに、生物多

様性に配慮する農業を、日本全国に拡大するには、農業者が手間のかかる作業を行った場合に、直接支援する制度が求められます。

これまで環境保全型農業を支援する制度などが、実施されてきましたが、規模も内容も十分でなく、わが国の水田の生物多様性向上には、ほど遠いものです。内容の改善と規模の拡大が必要です。

たとえば、地球温暖化対策農業直接支援制度や生物多様性農業直接支援制度、多面的機能を向上させる活動支援制度など、水田の生物多様性を向上させる施策や補助金等の拡大、充実に向けた新たな対策が必要です。

水田目標 5

あらゆるレベルの関係者が水田の生物多様性を向上させる行動を進める

愛知目標 4：遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

過疎化や開発圧力、輸入米の増加などにより、水田農業そのものが、持続性を失う恐れが指摘されています。

愛知目標 4 の、「持続可能な生産及び消費」を進める行動に注目すると、大規模なほ場整備や担い手への農地集約、農薬、化学肥料等の近代農法の推進こそ、水田の持続性保持に役立つという主張につながります。

しかし、愛知目標 4 の後段にある「自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える」ということから、「持続可能な生産及び消費」とは、生物多様性を離れてはありえないことがわかります。

わが国の水田農業の持続可能性を強化するため、生態学的に十分安全な範囲内にあるよう、生物多様性を向上させる水田農業の拡大が重要です。

それには、国や地方自治体、企業そして生産者や消費者を含めた、あらゆるレベルの関係者が、何らかの形で、水田の生物多様性を向上させる行動に参画することが大切です。

たとえば、国や地方自治体は、水田の生物多様性を向上させる施策を実施します。企業は、生物多様性を向上させている水田で生産された農産物を、積極的に取り入れます。生産者は、水田の生物多様性を向上させる農法に転換します。消費者は、生物多様性を向上させている水田で生産された農産物を、積極的に購入し、人手のかかる農作業を助けるなど、各界の取組が求められます。

水田目標 6

生物多様性の保全に寄与している水田の損失速度をゼロに近づけ、水田の生物多様性の劣化を防ぎ、水田間の分断を減少する

愛知目標 5：2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

多くの生きものを育ててきた水田は、愛知目標 5 の自然生息地にほかなりません。しかし、経済性や効率性を優先したほ場整備や農法等の推進によって、多くの生きものを育ててきた水田が、年々、その機能を失いつつあります。

たとえば、ほ場整備は、給排水設備を整え、水路管理を軽減し、農地の大面積化により生産効率を高めるなどの経済的効果がある反面、生物多様性の保全に寄与している水田を次々に消滅させてきました。

2011 年度の全国の水田面積約 250 万 ha のうち、ほ場整備事業が実施済みの面積は約 155 万 ha あり、未整備地は約 95 万 ha です。今後も、順次、未整備地が解消されて行くことになれば、その分、豊かな生物多様性が損なわれていきます。

ほ場整備地はもとより、未整備地であっても、国や地

方自治体の補助事業による農業水利施設の長寿命化対策事業などにより、土水路のコンクリート化や、生きもの生息地の分断などが行われています。

そこで、利便性に乏しい未整備地で、生物多様性の保全に寄与している水田維持の労力に対する直接支援制度を新設するなど、ほ場整備事業を拡大しなくてよい選択肢を設ける必要があります。

ほ場整備には、「環境との調和に配慮した事業のための調査・設計の手引き」も作成されていますが、基準でなく、手引きなので、ほとんど採用されていません。内容も、煩雑な手続き論に偏っていて、生物多様性保全には不十分です。

これからのほ場整備事業は、生物多様性への配慮を義務化し、そのための技術基準を設けるなど、生物多様性に寄与している水田をこれ以上減らさないようにすべきです。

水田目標 7

水田の生物多様性が向上するよう農業が行われる地域を持続的に管理する

愛知目標 7：2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

農業、養殖業、林業が行われている地域では、2020 年までに、生物多様性がきちんと保全されるよう管理が行き届いていなければなりません。農林水産業という産業が、持続的に管理されていけばよいということではありません。

農村を例にとれば、農業が営まれてきたことで、水田、畑、水路、雑木林、ため池など、さまざまな環境がつくられ、多くの生きものが人とともに生きてきました。そういう意味では、農業は生物多様性にプラスですが、近年、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、農法の採用、農薬や肥料の過剰使用などで、農村の生物多様性が大きく損なわれています。ゲンゴロウやメダカなど、農村にふつうにいた生きものの多くが絶滅の恐れのある種としてレッドリストに載ってしまいました。

そこで、これからは生物多様性の維持と向上を意識し

た水田経営を継続して進めていかなければなりません。

たとえば、多様な生きものが生息する土水路や湿地などの維持、農薬や化学肥料に頼らない農法や、なつみずたんぼやふゆみずたんぼなど、生きものの生息環境を向上させる諸対策を進めます。

ただし、それらの対応策は、畦畔に囲まれた田んぼの中だけで行えばよいものではありません。田んぼを利用する生きものの多くは、田んぼ以外の雑木林や湿地、河川、畑や草地、山の斜面や農家の屋敷林なども生息域にしています。

水田の生物多様性を向上させるには、水田以外の場所、農業が行われる地域全体を持続的に保全管理していく必要があります。

水田目標 8

不適切な農薬や化学肥料等の使用による汚染から水田の生物多様性の損失を防止する

愛知目標 8：2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

窒素やリンなど過剰な栄養素などによる汚染が、川や海などの生態系機能や生物多様性に害を及ぼしているため、2020 年までに、有害にならないレベルまで抑えなければなりません。

愛知目標 8 のポイントは、有害な汚染の防止です。生態系機能や生物多様性に有害な汚染は、過剰栄養ばかりでなく、工場排水や農薬などに起因する重金属や化学物質によるほか、原発事故による放射性物質の影響も深刻です。建設残土や廃棄物の流出も生態系機能や生物多様性に有害な汚染です。酸性雨などをもたらす大気汚染や殺虫剤の空中散布による汚染も生態系機能や生物多様性に有害な影響を与えます。薬品による土壌消毒や無原則な微生物の散布なども、土の生物多様性を損ないます。

愛知目標 8 の過剰栄養は、汚染の一例にすぎません。

水田目標 8 は、さまざまな汚染から、水田の生態系機能と生物多様性を守らなければならないという趣旨で、不適切な殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの農薬や化学肥料等の使用による汚染を問題にしています。

不適切とは、

- ①目的外の生きものへの影響が大きい
- ②定められた使用方法ではない
- ③病害虫の発生有無の確認をしていない
- ④必要かどうかわからない

また、農薬や肥料が農地外に流出することにより、水田外の生態系機能や生物多様性が有害な影響を受けないようにしなければなりません。

水田目標 9

侵略的外来種による水田生態系への影響を防止する

愛知目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

愛知目標9の内容を整理すると、次のようになります。

- ①. どの生きものが侵略的外来種か、その生きものが、どのようにして国内（あるいは地域内）に入ってきて、定着したかという経路を特定すること。
- ②. 優先順位をつけて、侵略的外来種を根絶すること。
- ③. 侵略的外来種が、増えないよう、広がらないように制御すること。
- ④. 侵略的外来種が、わが国（地域内）に入ってきて定着しないよう、水際で食い止める手立てが講じられること。
- ⑤. 手続きを得て国内に導入されたものが、野外に拡散するなどしないよう管理が確立していること。

外来生物法は、「生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」を特定外来生物として種名を指定していますが、範囲が狭く、生態系等に被害を与える

恐れのある侵略的外来生物は、ほかにもたくさんあります。現在、法規制の対象外になっている侵略的外来種の現状を把握し、しっかりした対策を進める必要があります。

周辺水路を含む水田生態系に入り込んでいる外来種のうち、特に防除の必要があるとされるものとして、スクミリンゴガイ、カワヒバリガイ、オオフサモ、アゾラ・クリスタータ、オオカナダモ、ホテイアオイ、ウシガエルなどがあります。

このうち、カワヒバリガイ、オオフサモ、アゾラ・クリスタータ、ウシガエルは、特定外来生物に指定されています。

愛知目標9に準じて、水田生態系に影響を及ぼす侵略的外来種を定め、制御、または根絶する必要があります。

水田目標 10

水田を利用する野生動植物の遺伝子の交雑を防止する

愛知目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

水田の生物を増やすという目的で、他地域の、あるいは国外から生きものを導入することがあり、遺伝子の交雑が心配されています。

とくに、カラドジョウや、水系の異なるメダカの放流などは、在来種との遺伝子の交雑を生じる恐れがあります。

セイヨウオオマルハナバチと在来のマルハナバチの交雑をはじめ、農業資材、生物農薬として導入される生きものによる在来種との遺伝子の交雑は、排除されなければなりません。さらに、微生物土壌改良剤の使用による土着微生物への影響も問題視されています。



水田目標 11

生物多様性の保全に寄与している水田を保護地域システムに組み入れる

愛知目標 11：2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水系の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観または海洋景観に統合される。

2012 年のラムサール条約第 11 回締約国会議で、「円山川下流域・周辺水田」が、ラムサール条約登録湿地に指定されました。水田の登録は、2005 年の第 9 回締約国会議における「蕪栗沼・周辺水田」の指定以来、わが国では 2 番目です。

しかし、ラムサール条約登録湿地に指定されている湖、沼、池などの湿地の周辺には、特に生物多様性に寄与している水田が数多く広がっています。登録されている湖や沼などに生息する水鳥や魚類など、周辺水田との関係が深いものも少なくなく、今後、水田も含めた湿地登録が増えていくことが望まれます。



水田目標 12

水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の絶滅及び減少が防止され、減少している種が回復する

愛知目標 12：2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

愛知目標 12 は、すでに確認されている絶滅危惧種が絶滅したり、今より減少しないようにすること。特に減少している種に保全策を施し、維持や改善を確実にすることを求めています。

水田に生息している生きものの中で、絶滅の恐れのある種に指定されているものは、たいへん多く、しっかりした対策が求められます。2020 年までに、水田に生息する絶滅の恐れのある種の個体数を回復し、レッドリストからの削除、またはダウンリストを実現すること。そして新たな種がリストに掲載されないようにすることが肝要です。

最新のレッドリストに基づき、水田に生息する絶滅の恐れのある生物種を確認します。これには、準絶滅危惧種も情報不足の種も含まれます。そして、どの水田にもい

る普通種を絶滅危惧種に入れないよう、生物多様性を向上させる水田経営を進めていかなければなりません。



水田目標 13

水田の良好な生態系が人の健康、生活、福利に貢献するよう、水田を活用する

愛知目標 14：2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

おいしいお米をつくることで、水田は人の健康や生活、福利に貢献しています。

そのほか、田んぼの生態系を生かした、田んぼ体験活動は、青少年の教育や障害のある人たちの社会体験活動に、とても有効です。

個人のからに閉じこもってしまう人たちの社会とのかかわり方が変わってきたとか、日頃、狭い範囲で暮らすことを余儀なくされている障害のある人たちに開放感をもってもらえたなど、体験現場に、さまざまな声が届いています。田んぼの底力を、もっと活用すべきです。



水田目標 14

劣化した水田生態系の 15%以上を回復する

愛知目標 15：2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

経済性や効率性を優先した農業の近代化で、わが国の大多数の水田生態系が劣化しました。水田目標 14 は、2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上を回復させようというものです。水田生態系の劣化原因は、さまざまですが、大きな原因としてはほ場整備と放棄水田があります。

2011 年のわが国の水田面積約 250 万 ha のうち、ほ場整備済み面積は、約 155 万 ha です。樹木や草地、湿地などをなくして大区画化し、コンクリート水路に整備されたほ場整備地の生態系は、それ以前に比べて著しく劣化しています。

そこで、あぜの改善、中干し調整、コンクリート水路の生きものの回復、落差解消、堆肥投入、有機農業への転換、なつみずたんぼ、ふゆみずたんぼ、冬期通水などの対策を総合的に行い、劣化した生態系を回復させなければなりません。

放棄水田は、平地ではガマやヨシに覆われ、山間部で

は樹林地に代わってしまうことがあります。いずれも自然に戻るように見えますが、多様な生きものがにぎわう水田の生態系はなくなります。

放棄水田は、生物多様性に配慮した田んぼに復田する必要があります。

多くの水田では、化学肥料の使用が主流化しています。かつての水田は、里山の落葉、稲わらなどを原料にした堆肥の投入が随所で行われ、土壌中の炭素貯蔵に役立っていました。

稲刈り時にコンバインが粉碎した稲わらを直接すきこむと、稲わらが分解される過程で温室効果ガスのメタンが発生します。堆肥投入でもメタンは発生しますが、稲わら漉き込みよりはるかに少ない量です。

ほ場整備地の生態系の回復や、放棄水田の復田などを機に、堆肥の投入をすすめれば二酸化炭素の貯蔵に役立ちます。

ほ場整備地の水田生態系の回復と放棄水田の解消を目指します。

水田目標 15

地方自治体が、生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画などを改定して、水田の生物多様性向上を実現する施策を実施する

愛知目標 17：2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

生物多様性国家戦略は、環境省、農林水産省、国土交通省など国の機関が権限の及ぶ範囲内で対応できるものが示されています。都道府県や市町村の権限内にあるものについて、国は、「促進する」という立場をとっています。

地域戦略は、地方自治体の権限内にあるものなど、国家戦略の及ばない部分を補完する役割があります。

愛知目標 17 に対応する水田目標 15 は、地方行政を担っている地方自治体が、水田の生物多様性向上を実現する施策の実施を求めています。

都道府県、市町村で策定されている、生物多様性地域戦略にも、愛知目標や水田決議に基づく水田の生物多様性向上策がしっかり明記されていなければなりません。

愛知目標の決定前に策定された地域戦略は、愛知目標や水田決議に基づく水田の生物多様性の向上が実現できる内容に、速やかに改定されなければなりません。

さらに、愛知目標の決定後に策定されたものでも、内容が不十分なものがあります。改定するか、直近年度で、それに対応する施策の実施を求めます。

地域戦略が策定できない市町村は、既存の環境基本計画や環境管理計画を改定して、愛知目標や水田決議に基づく水田の生物多様性保全の実現を目指す内容を組み入れ、施策を実施する必要があります。

水田目標 16

愛知目標が取り入れられた生物多様性国家戦略、地域戦略及び各々の行動計画が確実に推進されるよう、進行管理を行う

愛知目標 17：2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

生物多様性戦略や行動計画ができたからといって、具体的施策が実施されなければ、水田の生物多様性の向上も愛知目標も実現しません。

計画ができただけで、具体的施策は何も進まず、目標年になって状況をまとめた結果、達成できなかったという結論が出て、おしまいになることが心配されます。その場合、誰が責任をとるのでしょうか。

戦略や行動計画を確実に実行するには、毎年度ごとの、進行管理が不可欠です。

進行管理の段階で、状況把握を行い、予定通り進行していれば、次年度も同じ予算を組み、滞っていればより良い予算措置を、次年度に施すような対応をしなければなりません。したがって進行管理は、市民参加により、毎年度ごとに行わなければなりません。



水田目標 17

水田の生物多様性の現状や損失などの知識や確認方法を向上させ、各地で活用する

愛知目標 19：2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

わが国の水田に生息する生きものの種類や、水田内の生きもののつながりなどの全体像はわかってきていますが、地域ごとの個別の水田における生物多様性の現状や損失などを的確に把握する手法は、十分とは言えません。水田の生きもの調べや指標生物の把握方法など、現在使われている手法も、今後改善され、広く共有される必要があります。

農林水産省では、農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法を開発して活用を進めていますが、農作物を中心にした益虫、害虫、益虫のえさになるただの虫、特に目につきやすい生きものという範囲に限られているため、数多くの絶滅危惧生物を含めた水田の生物多様性向上の

指標にはなりません。

水田の生物多様性の知識や状況の確認方法などを改善し、質的、量的に向上させていく必要があります。改善された手法は、だれもが使える、地域の水田の生物多様性向上の評価に活用されることが重要です。



水田目標 18

水田の生物多様性の向上策を実行する資金と人材等を確保する

愛知目標 20：少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての財源からの、また資金動員戦略における統合、同意されたプロセスに基づく資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

水田の生物多様性の向上策を実行するには、役所の予算と、水田の生物多様性向上 10 年プロジェクトを推進するラムサール・ネットワーク日本、行動計画に参画する個人・団体の活動資金が必要になります。

1. 国の予算
2. 都道府県の予算
3. 市町村の予算
4. ラムサール・ネットワーク日本の活動資金
5. 行動計画に参画する個人・団体の活動資金

役所の生物多様性関連予算の確保は、外部からアクションを起こし、明確に必要性を示すことが重要です。必要な予算が確保されず、結果的に愛知目標の達成が遅れたり未達成になったりすることは避けなければなりません。

水田目標 18 の達成には、役所が関係する生物多様性

関連の施策の実施予算が、毎年、確実に計上されるよう、要請する行動が必要です。

ラムサール・ネットワーク日本の活動資金の調達には、多くの人の寄付や助成金などが期待されます。

行動計画に参画する個人・団体の活動資金は、各々工夫して調達してほしいと思います。

生物多様性に関連する役所の人材は、外部から見て、必要な人材が確保できているかを判断し、不十分なら要請行動を行います。

行動計画

水田目標を達成するための個別行動の詳細と、行動内容を示します

愛知目標も水田目標も、みんなで取り組まなければ達成できません。日本政府は、生物多様性国家戦略を策定しました。わたしたちは、民間や地方自治体が取り組む行動計画をまとめました。それが「田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画」です。

水田目標 1 水田の生物多様性向上に関する広報・教育、普及啓発を推進

水田目標の番号と内容

1-1. 水田の生物多様性の価値を普及する

個別行動目標の番号と内容

水田は、お米を生産する農地ですが、イネだけでなく、さまざまな生きものも・・・

主な実施内容



該当する個別行動に取り組んでほしい主な主体。表示以外も可



個別行動ごとに実施する期間
上図：2014 年までに実施
下図：2020 年までに実施



事務局からのメッセージ

■行動結果の指標

1. 都道府県での普及活動の実施（2020 年の目標値 100%）
2. ○○○○○○○○○○・・・
3. ○○○○○○○○○○・・・

水田目標は、愛知目標に準じて最終達成年が決まっています。実施した行動が目的を達したかどうかを判定するための指標です。事務局がまとめます。各指標のデータは、役所の統計などをもとに、事務局でできるだけ確認したいと思います。

その他の活動

7～8 ページの個別行動一覧には、水田目標ごとに「目標を達成するためのその他の活動」という個別行動が示されています。さまざまなものがあると思いますので、ここではあえて取り上げていません。

土地改良

：土地改良関係団体

ラムネット

：ラムサール・ネットワーク日本

水田目標 1

水田の生物多様性の価値に関する広報・教育、普及啓発を推進する

1-1. 水田の生物多様性の価値を普及する

水田は、お米を生産する農地ですが、イネだけでなく、さまざまな生きものも育んでいます。水田の生物多様性の価値を、ポスター、パンフレット、映像、講演会、学習会、展示会などで、多くの人に知らせます。



■行動結果の指標

1. 都道府県での普及活動の実施（2020年の目標値 100%）
2. 全市町村での普及活動の実施（2020年の目標値 100%）
3. 農家、農業団体、地方自治体、企業、学校（小中高大）、土地改良関係団体、農地水組織、中山間組織、消費者団体、市民団体、研究者の各主体による普及活動の実施（2014年の目標値：各主体分野で普及活動が行われた割合 100%）

1-2. 水田の生物多様性の価値を伝える田んぼ体験活動を行う

お米づくり体験だけでなく、水田の生物多様性の価値を伝える解説や、生きもの調べ、生きもの生息地づくりなどが行われる田んぼ体験活動を実施します。



農家とともに、さまざまな主体に取り組んでほしい活動です。すでに田んぼ体験活動が行われているところでは、稲作体験のほかに、生物多様性の価値を伝えるようにしてください。

■行動結果の指標

1. 全都道府県での実施（2020年の目標値 100%）
2. 全市町村での実施（2020年の目標値 30%）
3. 実施箇所数（2020年の目標値 1500箇所）

1-3. 水田の生物多様性がわかる教材を作成し発行する。

多様な主体を対象にした教材を発行して活用します。事務局であるラムサール・ネットワーク日本で取り組みますが、できるところは、独自の教材を発行して活用してください。



■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本による発行（2013年度末の目標値100%）

1-4. 田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト行動計画を普及する。

より多くの個人、団体に、田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト行動計画を普及します。



田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト行動計画を推進するには、各主体が、計画に掲げられている個別行動を自ら実践するとともに、他団体や個人に普及活動を行ったり、実施する団体や個人への支援活動を行うなど、多様な主体が連携して行動を進めていくよう力を合わせる事が大切です。

■行動結果の指標

1. 2013年の目標値：都道府県での普及活動の実施100%



水田目標 2

国や地方自治体の各種計画に水田の生物多様性の価値を導入する。

2-1. 水田の生物多様性の価値を導入すべき国や地方自治体の各種計画をリストアップし、計画別に内容をまとめる。

国と地方自治体の各種計画の内容を調べ、水田の生物多様性保全の価値を明記すべき計画をリストアップし、計画別に明記する内容例を作成します。

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
ラムネット	■	■	■	■	■	■	■	■
市民団体	■	■	■	■	■	■	■	■

ラムサール・ネットワーク日本では、国や都道府県、市町村の代表的な各種計画のリストアップなどを行いますが、全国の地方自治体まで手が回りません。市民団体などが独自に実施して、結果を事務局に知らせてください。

■行動結果の指標

1. 国の各種計画についてのまとめの作成
(ラムサール・ネットワーク日本 2013 年の目標値 100%)
2. 都道府県、市町村の各種計画についてのまとめの作成
(ラムサール・ネットワーク日本 2013 年の目標値 100%)

2-2. 国や地方自治体の各種計画に水田の生物多様性の価値が導入されるよう要請する。

2-1 でリストアップした各種計画に、水田の生物多様性の価値の導入を求める要請活動を行います。

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
ラムネット	■	■	■	■	■	■	■	■
市民団体	■	■	■	■	■	■	■	■

ラムサール・ネットワーク日本では、国や、主な都道府県等への要請活動を行いますが、全国の地方自治体まで手が回りません。できれば各地の市民団体などが、独自に、地方自治体の各種計画への水田の生物多様性保全の価値の導入要請を行ってください。結果を事務局に知らせてください。

■行動結果の指標

1. リストアップした各種計画に水田の生物多様性の価値が導入された割合
(2020 年の目標値 100%)

2-3. 行政の各種計画に水田の生物多様性の価値が導入されるよう努める。

地方自治体は、行政の各種計画に水田の生物多様性の価値が導入されるように努めます。



■行動結果の指標

1. 実施できた自治体の割合（2020年の目標値 100%）

水田目標 3

水田の生物多様性保全を妨げる施策や補助金等を廃止し、または改革する

3-1. 水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等をリストアップし、廃止または改革の理由と内容をまとめる。

国と地方自治体の施策や補助事業などを調べ、水田の生物多様性保全を妨げるものをリストアップし、廃止または改革の理由と内容をまとめて公表します。



ラムサール・ネットワーク日本では、ほ場整備事業や農業施設の長寿命化対策など、主として国が進める施策や補助金等のリストアップなどを行いますが、そのほかの課題について、各地の市民団体などが、独自に実施してほしいと思います。結果を事務局に知らせてください。

■行動結果の指標

1. 国の施策や補助金等を確認し、廃止または改革が必要な場合は内容をまとめます。（ラムサール・ネットワーク日本 2013年の目標値 100%）
2. 都道府県、市町村の施策や補助金等を確認し、廃止または改革が必要な場合は内容をまとめます。（ラムサール・ネットワーク日本 2013年の目標値 100%）

3-2. 水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等の廃止、または改革を要請する。

3-1 でリストアップした施策等の廃止、または改革を求める要請活動を行い、実現を目指します。



ラムサール・ネットワーク日本では、国や、主な都道府県等への要請活動を行いますが、全国の地方自治体まで手が回りません。できれば各地の市民団体が、独自に、地方自治体に水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等の改善などを求める要請行動を進めてください。結果を事務局に知らせてください。

■行動結果の指標

1. 廃止または改革すべきとリストアップした施策等の実現割合 (2020年の目標値 100%)

3-3. 水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等の廃止、または改革に努める。

地方自治体は、水田の生物多様性を妨げる施策や補助金等の廃止、または改革に努めます。



■行動結果の指標

1. 実施できた自治体の割合 (2020年の目標値 100%)

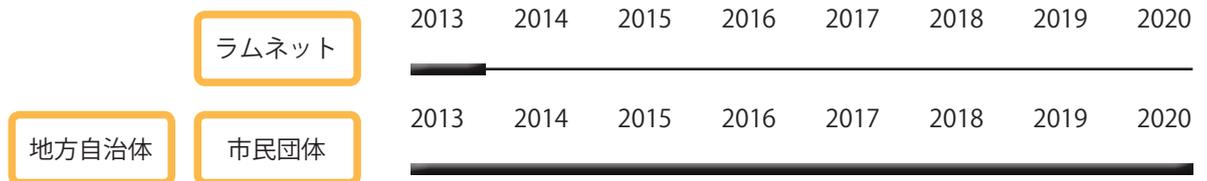


水田目標4

水田の生物多様性を向上させる施策や補助金等を拡大する

4-1. 水田の生物多様性を向上を促進する施策や補助金等を検討して望ましい方策を示す。

水田の生物多様性の向上を促進する新たな施策や補助金制度、既存施策の改善などを検討して方策を示します。



ラムサール・ネットワーク日本では、2013年を目途に、環境直接支払制度など、水田の生物多様性の向上を促進する施策などを検討して望ましい方策をまとめて公表します。その後も、検討していきます。みなさんも対応してください。結果をお知らせください。

■行動結果の指標

1. まとめの作成（ラムサール・ネットワーク日本 2013年の目標値 100%）

4-2. 水田の生物多様性の向上を促進する施策や補助金等の改善、策定を要請する。

水田の生物多様性の向上を促進する新たな施策や補助金制度、既存施策の改善などを実現する要請活動を行い、実現を目指します。



ラムサール・ネットワーク日本では、4-1の結果などをもとに、国や、主な都道府県、市町村への要請活動を行います。2020年までに水田の生物多様性向上を実現させなければならない以上、必要な施策などは、2015年頃までには実現できていなければなりません。できない場合は行動を継続します。みなさんも、独自に、地方自治体等に水田の生物多様性の向上を促進する施策や補助金などの改善、策定を求める要請行動を進めてほしいと思います。結果を事務局に知らせてください。

■行動結果の指標

1. 4-1の検討結果に基づき、改善できた既存制度の割合（2015年の目標値 100%）
2. 4-1の検討結果に基づき、実現できた新規施策の割合（2015年の目標値 100%）

4-3. 水田の生物多様性の向上を促進する施策や補助金等の改善、策定に努める。

地方自治体は、水田の生物多様性の向上を促進する施策や補助金等の改善、策定に努めます。



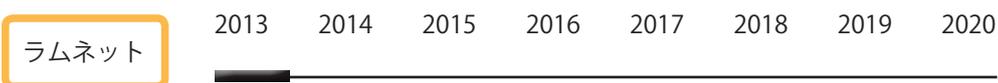
■行動結果の指標

1. 実施できた自治体の割合（2020年の目標値 100%）

水田目標 5 あらゆるレベルの関係者が水田の生物多様性を向上させる行動を進める

5-1. あらゆるレベルの関係者が、生物多様性を向上させる水田農業を支える行動がとれるよう行動計画モデルを作成する。

国、地方自治体、農業団体、生産者、流通団体、販売組織、消費者団体、教育関係などの代表的な各界ごとの行動計画モデルを作成します。



■行動結果の指標

1. 行動計画モデルの作成
(ラムサール・ネットワーク日本 2013年の目標値 100%)



5-2. 生物多様性を向上させる水田農業を支える行動計画を作成し実施する。

製造、加工、流通、金融、情報、販売、飲食等の事業所、消費者団体、教育関係などの各界が、生物多様性を向上させるために努力している耕作者を支えるため、農産物の購入、援農、PRなどの行動計画を作成し、実施します。



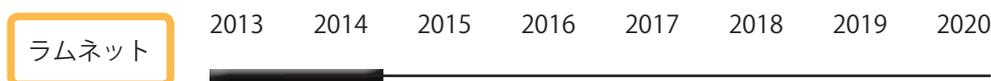
5-1 でまとめた行動計画モデルなどをもとに、企業や団体で、独自の行動計画をつくり、影響の及ぶ範囲で、生物多様性を向上させる水田農業を支える活動を展開してください。作成した行動計画書や実施状況を、事務局に知らせてください。

■行動結果の指標

1. 各界が水田の生物多様性を向上させる行動に参画した割合
(2015年の目標値：行動に参画した各界の数 / 5-1 で行動モデルを作成した各界の数 = 100%)

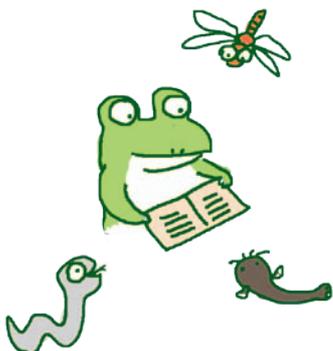
5-3. あらゆるレベルの関係者が、生物多様性を向上させる水田農業を支える行動がとれる行動計画モデルをPRする。

5-1 で作成した各界別の行動計画モデルを、各界にPRします。



■行動結果の指標

1. 各界でPR行動が行われる。
(2014年の目標値：PRできた各界の数 / 行動計画モデルの作成数 = 100%)



水田目標 6

生物多様性の保全に寄与している水田の損失速度をゼロに近づけ、水田の生物多様性の劣化を防ぎ、水田間の分断を減少する

6-1. 農地が未整備で、生物多様性の保全に寄与している水田維持への直接支援制度の新設を要請する。

昭和 30 年代以降、ほ場整備事業が行われていない地域を対象に、生物多様性の保全に寄与している水田経営への直接支援制度を新設するよう国や地方自治体に要請します。

ラムネット

市民団体

2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

ラムサール・ネットワーク日本では、2013 年に、農地が未整備で生物多様性の保全に寄与する水田の要件等を整理し、関係先に要請します。各地の市民団体等においても取り組んでいただき、結果を事務局に知らせてください。

■行動結果の指標

1. 生物多様性に寄与している未整備地の水田への直接支援制度が新設される (2016 年の目標値 100%)

6-2. 生物多様性に配慮したほ場整備事業への具体的改革内容を検討する。

水田のほ場整備事業の基本となる、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（水田）」等の基準書は、生物多様性に配慮した内容になっていません。環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引きや、環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針なども含め、生物多様性に配慮した圃場整備事業への具体的改革内容を検討して結果を公表します。

ラムネット

市民団体

研究者

2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本が、ほ場整備事業の改善内容をまとめる (2013 年の目標値 100%)

6-3. 生物多様性に配慮したほ場整備事業への改善を要請する。

6-2の結果をもとに、ほ場整備の内容改善を要請し、実現を目指します。



■行動結果の指標

1. ほ場整備事業を行っても、水田の生物多様性の損失が生じないようになる (2020年の目標値 100%)

6-4. 生物多様性に配慮したほ場整備事業を実施する。

生物多様性に配慮したほ場整備事業を実施します。



■行動結果の指標

1. 実施できた各主体の割合 (2020年の目標値 100%)

水田目標 7

水田の生物多様性が向上するよう農業が行われる地域を持続的に管理する

7-1. 水田の生物多様性を維持、または向上する対策を行う。

良好な水田の生きもの環境を維持し、または向上する対策を実施します。



ラムサール・ネットワーク日本で作成する 7-2 のガイドブックなどを参考に、田んぼ（緑のあぜづくり、あぜの構造改善、田んぼの水深保持、無農薬除草、魚類の生息条件改善、中干し対策、夏期湛水、ふゆみずたんぼほか）、水路（土水路の維持、コンクリート水路の改善、冬期通水ほか）、湿地（冬期保水、越冬地づくりほか）、水辺（ため池の改善、水辺の創造ほか）、樹木（境界木、猛禽類のとまり木、平場の樹木ほか）、防除（殺虫剤の削減、予定防除の廃止、無農薬防除ほか）などを実施します。

■行動結果の指標

1. 水田の生物多様性を維持、または向上する対策が施された水田面積の割合（2020年の目標値：生物多様性の維持、向上対策が施された水田面積 / 全国の水田面積（250万 ha） = 15%）

7-2. 水田の生物多様性を維持または向上する諸対策をまとめたガイドブックを作成し発行する。

良好な水田の生きもの環境を維持し、または向上する対策をまとめたガイドブックを作成して発行します。



■行動結果の指標

1. 印刷物として発行する。
（ラムサール・ネットワーク日本 2013年の目標値 100%）

7-3. 水田の生物多様性を維持、または向上する諸対策を普及する。

各主体で、講演会、説明会、ガイドブックの配布など、水田の生物多様性を維持、または向上する諸対策の普及活動を実施します。



2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

■行動結果の指標

1. 講演会、説明会を開催する（2015年の目標値：都道府県の100%）
2. 講演会、説明会を開催する（2015年の目標値：上記各界での開催100%）
3. ガイドブックの配布（2015年の目標値：都道府県の100%）
4. ガイドブックの配布（2020年の目標値：全市町村の50%）

水田目標 8 不適切な農業や化学肥料等の使用による汚染から水田の生物多様性の損失を防止する

8-1. 不適切な農薬散布をやめる。

予定防除や、自ら病虫害発生状況の現場確認を行わない防除は実施しません。生態系への影響が大きいと考えられるネオニコチイド系殺虫剤などは使用しません。



2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

■行動結果の指標

1. 予定防除をやめ、自ら病虫害発生状況の現場確認を行い、自らの判断で防除を行い、生態系への影響が大きい農薬を使用しない農業者の事例確認（2020年の目標値：都道府県100%）
2. 予定防除をやめ、自ら病虫害発生状況の現場確認を行い、自らの判断で防除を行い、生態系への影響が大きい農薬を使用しない各主体の事例確認（2020年の目標値：上記各界の事例確認100%）

8-2. 農薬によらない農法を実施する。

殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の農薬によらない農法を実施します。



■行動結果の指標

1. 無農薬農家の数
(2020年の目標値：無農薬農家戸数 / 全国農家戸数 = 3%)
2. 耕作地の一部でも農薬によらない農法を採用している農家の数
(2020年の目標値：20%)
3. 農薬によらない学校農園の数 (2020年の目標値：100%)
4. 農薬によらない農業体験 (2020年の目標：100%)

8-3. 農薬、肥料、代かき水などの水田外への流出を防ぐ。

水田の給排水管理、漏水防止策などを行い、農薬、肥料、代かき水などが水田外に流出することを防ぎます。



■行動結果の指標

1. 実施している農家数 (2020年の目標値：都道府県 100%)
2. 実施している学校農園の数 (2020年の目標値：100%)
3. 実施している体験農園の数 (2020年の目標値：100%)

水田目標 9

侵略的外来種による水田生態系への影響を防止する

9-1. 水田生態系における侵略的外来種を特定する。

水田生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種を特定して公表します。



全国の侵略的外来種の特定は、環境省で取り組んでいます。ラムサール・ネットワーク日本は、水田生態系における侵略的外来種の特定作業を行い公表します。

■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本による報告書の作成
(2013年の目標値 100%)

9-2. 水田生態系における侵略的外来種対策を行う。

水田生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種を制御、または根絶する活動を実施します。



■行動結果の指標

1. 都道府県内で水田生態系における侵略的外来種対策が実施されている割合
(2020年の目標値 100%)



水田目標 10

水田を利用する野生動植物の遺伝子の交雑を防止する

10-1. 水田に生息する生きものの遺伝子の交雑を検討する。

各地で行われている事例や、今後予想される事態の想定などにより、水田に生息する生きものの遺伝子の交雑について検討し、結果をまとめます。

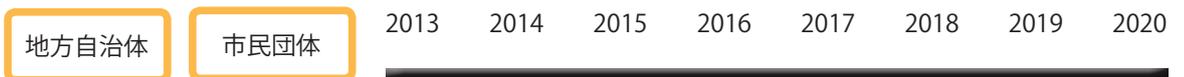


■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本によるまとめの作成
(2013年の目標値 100%)

10-2. 水田に生息する生きものの遺伝子の交雑を防ぐ活動を行う。

在来種への転換など、水田に生息する生きものの遺伝子の交雑を防ぐ活動を実施します。



■行動結果の指標

1. 事例確認 (2020年の目標値：事例を確認する)

水田目標 11

生物多様性の保全に寄与している水田を保護地域システムに組み入れる

11-1. 生物多様性に寄与する水田をラムサール条約登録湿地にする活動を行う。

生物多様性に寄与している水田をラムサール条約登録湿地にする活動を行います。



■行動結果の指標

1. 新規に水田が登録湿地になった地域数。(2020年の目標値)

水田目標 12

水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の絶滅及び減少が防止され、減少している種が回復する

12-1. 水田に生息する絶滅の恐れのある生物種をリストアップする。

水田生物 5668などを参考に、最新のレッドリスト（環境省、都道府県）にもとづいて、リストアップして公表します。



■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本によるリスト作成
(2013年の目標値 100%)

12-2. 水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の回復活動を行う。

回復を目指す生物種を特定し、7-1の水田の生物多様性を向上させる農業の推進などにより、生息環境を改善し、水田生物を回復します。



■行動結果の指標

1. 都道府県のレッドリストのランクアップ数
(2020年の目標値：都道府県のレッドリストのうち 12-1 で示された生物種のランクアップがないこと)
2. 都道府県のレッドリストのランクダウン数
(2020年の目標値：都道府県のレッドリストのうち 12-1 で示された生物種の10%がランクダウンしていること)



12-3. 水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の保全の重要性の広報活動を行う。

水田に生息する絶滅の恐れのある種の保全の重要性を、ポスター、パンフレット、映像、講演会、学習会、展示会などで、多くの人に知らせます。



■行動結果の指標

1. 水田に生息する絶滅の恐れのある生物種の保全に関する広報資料を作成する。
(ラムサール・ネットワーク日本の2013年の目標値100%)
2. 全都道府県で各種広報活動を実施する。(2020年の目標100%)

水田目標 13 水田の良好な生態系が人の健康、生活、福利に貢献するよう、水田を活用する

13-1. 水田の生態系を生かして、人の健康、生活、福利の増進を図る。

社会とのつながりが必要な人たちに対して、生物多様性を生かした田んぼ体験を実施します。



■行動結果の指標

1. 社会とのつながりが必要な人たちへの生物多様性を生かした田んぼ体験活動の実施数 (2020年の目標値：全都道府県で実施)



水田目標 14

劣化した水田生態系の15%以上を回復する

14-1. 劣化したほ場整備地の生態系回復活動を行う。

既存のほ場整備地を対象に、生態系を回復する活動を実施します。



■行動結果の指標

1. 生態系回復活動が実施されているほ場整備地
(2020年の目標値：2011年のほ場整備面積155万haの15% (23万ha) で実施)

14-2. ほ場整備地を管轄する組織などに、劣化した生態系の回復を要請する。

全国のほ場整備地を管轄する組織などに、水田生態系の回復に取り組んでもらうために、ほ場整備が、水田生態系の劣化を招いていること、改善の余地があることなどを伝えます。



■行動結果の指標

1. 全国のほ場整備地を管轄する役所、土地改良事業者などに、劣化した生態系の回復を要請する。(2020年の目標値：100%)

14-3. 劣化したほ場整備地の生態系を回復する方法をまとめた参考資料を作成する。

14-1の行動実施に当たり、参考資料を作成して公表します。



■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本による資料の作成
(2013年の目標値100%)

14-4. 放棄水田を生物多様性の向上に配慮した田んぼに復田する。

耕作放棄された水田を従来型の慣行農法にもどすのではなく、生物多様性の向上に配慮した方法を採用した田んぼに復田します。



■行動結果の指標

1. 放棄水田を生物多様性の向上に配慮した田んぼに復田する。
(2020年の目標値：2013年より、新規100か所。1ha以下を1か所に換算)

水田目標 15

地方自治体が、生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画などを改定して、水田の生物多様性向上を実現する施策を実施する

15-1. 水田の生物多様性の向上を実現するため、生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画などを改定する。

生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画、環境管理計画などを改定して、愛知目標、水田決議を踏まえた、水田の生物多様性の保全を明記し、関連する施策を実施します。



■行動結果の指標

1. 都道府県、市町村のすべての地域戦略に水田の生物多様性向上が明記されている。
(2020年の目標値 100%)
2. 地域戦略が策定されている都道府県、市町村で、水田の生物多様性向上の具体的施策が実施されている。(2020年の目標値 100%)
3. 地域戦略が策定されていない地方自治体の環境基本計画や環境管理計画などに、水田の生物多様性向上が明記され、必要な施策が実施されている。
(2020年の目標値 100%)



15-2. 水田の生物多様性の向上を実現するため、生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画などを改定するよう要請する。

生物多様性地域戦略を策定、または改定し、または環境基本計画、環境管理計画などを改定して、愛知目標、水田決議を踏まえた、水田の生物多様性の保全を明記し、関連する施策を実施するよう都道府県、市町村に要請します。



■行動結果の指標

1. 都道府県への要請（2013年の目標値 100%）
2. 市町村への要請（2015年の目標値 100%）

水田目標 16

愛知目標が取り入れられた生物多様性国家戦略、地域戦略及び各々の行動計画が確実に推進されるよう、進行管理を行う

16-1. 毎年度ごとに市民参加による生物多様性国家戦略の進行管理が行われるよう、要請し、参加する。



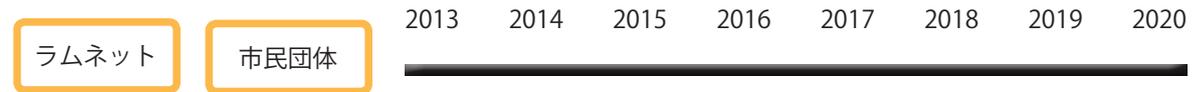
ラムサール・ネットワーク日本は、国家戦略の進行管理が市民参加で行われるよう要請していきます。各市民団体も国家戦略の進行管理への市民参加を要請してください。

■行動結果の指標

1. 毎年度ごとに、市民参加による生物多様性国家戦略の進行管理が行われている。
(2020年の目標：進行管理が行われた年度の数 / 8回 = 100%)



16-2. 毎年度ごとに市民参加による生物多様性地域戦略の進行管理が行われるよう、要請し、参加する。



各地の地域戦略の進行管理を、市民団体からも要請してください。

■行動結果の指標

1. 地域戦略が策定されている市町村で、市民参加による進行管理が実現している。(2020年の目標値100%)

16-3. 毎年度ごとに田んぼの生物多様性向上行動計画の進行状況を集約して公表する。



■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本の目標値:2013年度から2020年度まで8回。

16-4. 2014年と2020年の締約国会議の前に、水田目標の達成状況をまとめる。



■行動結果の指標

1. ラムサール・ネットワーク日本で中間報告をまとめる(2014年の目標値100%)
2. ラムサール・ネットワーク日本で最終報告をまとめる(2020年の目標値100%)

水田目標 17

水田の生物多様性の現状や損失などの知識や確認方法を向上させ、各地で活用する

17-1. 水田の生物多様性を評価する手法をまとめる。

任意の地域の水田の生物多様性の状況を把握し、優れた点や損失の程度などを評価できる手法をまとめて公表します。

ラムネット

市民団体

地方自治体

研究者

2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

■行動結果の指標

1. 任意の地域の水田の生物多様性の状況を把握し、優れた点や損失の程度などを評価できる手法をまとめる。(ラムサール・ネットワーク日本の2013年の目標値100%)
2. 資料を発行して活用されている。(ラムサール・ネットワーク日本の2014年の目標値100%)

水田目標 18

水田の生物多様性の向上策を実行する資金と人材等を確保する

18-1. 水田の生物多様性を向上させるために必要な予算措置等を、毎年行うよう、要請する。

毎年度ごとに行う進行管理の結果や、独自の評価により、次年度に必要な施策に関する予算措置等を、関係する役所等に要請します。

ラムネット

市民団体

2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

■行動結果の指標

1. 生物多様性戦略を策定している国、都道府県、市町村への要請(2020年の目標値100%)

18-2. 水田の生物多様性を向上させるために必要な予算措置等の実施を考慮する。

毎年度ごとに行う進行管理の結果などにより、次年度に必要な施策に関する予算措置等を考慮します。

地方自治体

2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

■行動結果の指標

1. 生物多様性戦略を策定している国、都道府県、市町村のうち、必要な予算措置等が実施されている割合(2020年の目標値100%)

行程表

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
締約国会議	○		○		○		○		○		○
達成状況確認 16-4 2014 年中間まとめ、2020 年最終確認					■						■
進行管理 国家戦略 地域戦略 16-3 進行状況集約公表				■	■	■	■	■	■	■	■
年次大会					■	■	■	■	■	■	■
検討活動 2-1 各種計画のリストアップ、3-1 負の施策のリストアップ、4-1 正の施策の検討、5-1 各界行動計画モデル作成、6-2 ほ場整備の改善策検討、9-1 侵略的外来種の特定、10-1 遺伝子交雑の検討、12-1 水田の絶滅危惧種等のリストアップ、17-1 水田評価手法まとめ				■							
要請行動 16-1 国家戦略進行管理実施要請 18-1 必要な予算要求 3-2 負の施策の改善要請、4-2 正の施策の促進要請、 6-1 未整備農地の直接支援策要請 2-2 各種計画への生物多様性向上の導入要請、6-3 ほ場整備事業の改善要請、14-2 生物多様性が劣化したほ場の回復要請、15-2 地域戦略の策定・改定要請 16-2 地域戦略進行管理参画要請				■	■	■	●	●	●	●	■
広報・普及活動 1-3 水田生物多様性向上教材作成発行、7-2 水田生物多様性向上諸対策ガイドブック制作発行、14-3 劣化したほ場の改善方策参考資料作成発行 5-3 各界行動計画モデルPR 1-1 水田生物多様性価値普及、1-4 行動計画の普及、 7-3 水田生物多様性向上 諸対策普及、12-3 水田の絶滅危惧種等広報				■	■						■
現場活動 1-2 生物多様性田んぼ体験実施、5-2 各界行動計画実施 7-1 水田生物多様性向上対策の実施、8-1 不適切な農薬散布やめる、8-2 農薬によらない農法を実施、8-3 水田外への流出防止、9-2 侵略的外来種の制御根絶活動、 10-2 遺伝子交雑防止活動、11-1 水田のラムサール登録活動、12-2 水田の絶滅危惧種等の回復活動、13-1 水田生態系の活用、14-1 劣化したほ場整備地の回復活動、 14-4 放棄水田の復田				■	■	■	■	■	■	■	■
施策対応 2-3 行政の各種計画への水田生物多様性の価値の導入、 3-3 水田生物多様性を妨げる政策等の改善、4-2 水田生物多様性向上を促進する施策等への改善、6-4 生物多様性に配慮したほ場整備事業実施、15-1 地域戦略の策定、改定、18-2 予算措置の実施				■	■	■	■	■	■	■	■

愛知目標 全文

愛知目標は、2050年を目標年とする長期目標 2050年ビジョンと、2020年を最終目標年とする短期目標 2020年ミッション、さらに20の個別目標から成り立っています。

長期目標（ビジョン）

この戦略計画のビジョンは、自然と共生する世界である。すなわち、「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

短期目標（ミッション）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の複利と貧困解消に貢献するためである。これを確保するために、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

愛知目標（20の個別目標）

戦略目標A

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

- 目標1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を人々が認識する。
- 目標2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。
- 目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮に入れつつ、負の影響を最小化または回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
- 目標4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標B

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

- 目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
- 目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

- 目標 7：2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
- 目標 8：2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とされない水準まで抑えられる。
- 目標 9：2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。
- 目標 10：2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標 C

生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

- 目標 11：2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水系の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観または海洋景観に統合される。
- 目標 12：2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。
- 目標 13：2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標 D：

生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

- 目標 14：2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
- 目標 15：2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
- 目標 16：2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標 E：

参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

- 目標 17：2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
- 目標 18：2020 年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関して、先住民と地域社会の伝統的知識・工夫・慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。
- 目標 19：2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。
- 目標 20：少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての財源からの、また資金動員戦略における統合、同意されたプロセスに基づく資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト参加規定

1. 行動計画に基づく活動

田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト（以下「田んぼ 10 年プロジェクト」という。）に参加する個人、団体は、田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画（以下「田んぼ 10 年プロジェクト行動計画」という。）に基づいて活動する。

2. 事務局

本活動の事務局は、ラムサール・ネットワーク日本とする。

3. 目的

本活動は、ラムサール条約における水田決議、及び生物多様性戦略計画 2011-2020（以下「愛知目標」という）のうち水田の生物多様性の向上に関する事項の達成を目的とする。

4. 性格

「田んぼ 10 年プロジェクト行動計画」に基づく活動は、以下の目的で進められる国際自然保護連合日本委員会のにじゅうまるプロジェクトの傘下活動である。

- ① 愛知目標に関する情報を提供し、参加・行動を呼び掛けること
- ② 多くの、多様なセクターとともに愛知目標の達成に寄与すること
- ③ 参加した多様な団体との連携を図り、目標毎の取組み事例や知見の共有を推進すること
- ④ 市民独自の視点で目標達成状況を評価（政策提言）する場を作り出すこと

5. 参加登録

5-1 参加資格

個人、団体は、だれでも、「田んぼ 10 年プロジェクト行動計画」に賛同して、同計画に基づいて活動することを誓約した上で、別に定める参加登録書を事務局に提出することにより、「田んぼ 10 年プロジェクト」に参加できる。

5-2 参加の取り止め

- (1) 参加登録を行った個人、団体は、事務局に連絡して、いつでも「田んぼ 10 年プロジェクト」への参加を取り止めることができる。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、参加した個人、団体の過去の活動報告等に関する情報を保有し、「田んぼ 10 年プロジェクト」活動に利用する。

5-3 参加の取消し

- (1) 事務局は、参加登録をした個人、団体が明らかに「田んぼ 10 年プロジェクト行動計画」に反する活動を行った場合には、当該個人、団体についての参加登録を取消すことができる。
- (2) 前項の場合に、5-2 (2)を準用する。

6. 活動期間

「田んぼ 10 年プロジェクト行動計画」に基づく活動は、参加登録した個人、団体の活動期間または 2021 年 3 月 31 日までとする。

7. 活動の公表

- (1) 参加登録した個人、団体、活動は、「田んぼ 10 年プロジェクト」の活動報告書等に掲載され、公表される。
- (2) 参加登録した個人、団体、活動は、にじゅうまるプロジェクトウェブサイトに掲載され、公表されることがある。ただし、参加登録書に掲載を拒否した場合は、掲載されない。

8. 活動報告等

参加登録した個人、団体は、事務局による活動状況を報告するアンケート等に協力しなければならない。

9. ロゴマークの使用

- (1) 「田んぼ 10 年プロジェクト」に参加登録した活動については、ラムサール・ネットワーク日本が作成する当プロジェクトロゴマークを無償で使用できる。
- (2) 「田んぼ 10 年プロジェクト」に参加登録した活動に、国際自然保護連合日本委員会による、にじゅうまるプロジェクトのロゴマークを使用したい場合には、にじゅうまるプロジェクトのロゴ使用規定に基づいて使用認証を得ることとする。

10. 規定の改訂

本規定は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

11. 免責

「田んぼ 10 年プロジェクト」に参加登録して「田んぼ 10 年プロジェクト行動計画」に基づき行われる活動は、登録した個人、団体の責任においてなされ、活動によって生じた損害に対し、事務局は一切の責任を負わない。

附則

本規定は、2013 年 2 月 9 日より施行する。

行動計画の策定経緯

この行動計画は、ラムサール・ネットワーク日本が検討し、2012年11月23日に開催された「田んぼの生物多様性向上のための行動計画づくりワークショップ」（以下「ワークショップ」という）（主催：国際自然保護連合日本委員会、共催：NPO法人ラムサール・ネットワーク日本、協力：NPO法人民間稲作研究所/NPO法人オリザネット/NPO法人田んぼ）の参加者によるグループ討論などを経て、ラムサール・ネットワーク日本の責任でまとめられたものです。

「ワークショップ」は、NPO、農家、企業、農業者団体、生協、地方自治体、研究者など、さまざまな主体の自由な参加者に

よる個人的な意見が集約され、本行動計画のまとめに大きな役割をはたしました。

「ワークショップ」は、A、B、Cの3グループによるグループ討論が行われ、合計30名の参加者が表明した意見が記録されました。

以下に、グループ討論における意見の要約を提案番号とともに掲載し、本行動計画への反映状況を記載しました。（提案番号：A、B、Cは、グループ名、数字は任意番号）

提案番号	内容	行動計画への反映
A1	補助金等から企業・個人等の買い支えに移行させる	あらゆるレベルの関係者が、生物多様性を向上させる水田農業を支える行動がとれるよう、5-2にまとめました。
A2	生き物を育む無農薬、有機稲作の普及（有機水田オーナー制度）	8-2にまとめました。
A3	モデルとなる水田、地域、方法を決め、生物多様性のモニタリングを行う。（やったことの成果を評価し、次の取組みにつなげる。）	毎年度ごとに、田んぼの生物多様性向上行動計画の進行状況を集約して公表する。16-3にまとめました。
A4	生物多様性の取組みに関して、誰が何をどうするかをわかりやすくする。	本計画書を、誰が何をどうするという分かりやすいものにして発行します。
A5	全国農地多様性マップの作成。予算取り。	18-1にまとめました。
A6	農業の生物多様性技術の明確化と公共団体への発信。（だれでも、シンボル？）	7-2にまとめました。
A7	各地、団体で「生きもの豊かな田んぼ」の拡大目標（面積、期間）を決めて進める	7-1にまとめました。
A8	環境保全型農業直接支払政策の見直し	4-1にまとめました。
A9	周辺環境との連続性を高める取組への財政的な支援を行う	4-2、18-1にまとめました。
A10	用水を冬期も断たず、貝類の増殖の可能性増大	7-2にまとめました。
A11	田んぼだけでなく、畑を含めた生物多様性の展開を	本計画は、田んぼの生物多様性向上に関する事項をまとめたものです。取り扱う範囲は、田んぼ（畦畔含む）と、田んぼへの用排水路、水源地です。それ以外の領域は、別になります。
A12	2015年を目標とするCBD COP12 日韓共同 Action Plan	本計画を参考に進めていければよいのではないのでしょうか。

提案番号	内容	行動計画への反映
A13	生物多様性の向上の目的を明確にする	1-3 にまとめました。
A14	命と食の価値の明確化と発信	1-3 にまとめました。
A15	ふゆみずたんぼ、なつみずたんぼで、どのような生物がどう変化するか。	16-3 にまとめました。
A16	用水は土地改良区の地下水を利用しているが、冬には水を出してもらえない。	3-2 にまとめました。
A17	緑のあぜ運動の徹底	7-1、7-2 にまとめました。
A18	無農薬農産物の税率の引き下げ	4-2 にまとめました。
A19	健康に老いる。医とのコラボ	13-1 にまとめました。
A20	意外と教育委員会との連携が不足。副読本の活用	1-1 にまとめました。
A21	たんぼセラピー	13-1 にまとめました。
A22	親派を育てよう。女性。	1-1 にまとめました。
A23	地産地消に組み合わせ	5-1、5-2 にまとめました。
A24	例えば、水路など生産に直結しない場所で行う生物多様性向上活動に目を向ける。(価値を再評価する)	1-1 にまとめました。
A25	生物多様性をわかりやすくし、メディアとの連携	1-1 にまとめました。
A26	行政、企業、農業の他地域との連携をする。(特に生物多様性にあまり熱心じゃないところ)「活を入れる」	1-1 にまとめました。
A27	学校教育に生物多様性活動を	1-1、2-2 にまとめました。
A28	高齢者と若者の Joint Project ESD 世界大会 2014	1-1 にまとめました。
A29	会社のためうまく使える補助金がない	4-2 にまとめました。
A30	農薬(除草剤)の1回使用は必須。農業者死滅する	8-1 にまとめました。
A31	バイオアップ活動の内容を明確に	7-2 にまとめました。
B1	囲み記事で情報を伝える	水田の生物多様性の重要性を効果的に普及する方法の一つと理解し、1-1 にまとめました。
B2	農薬と肥料の問題分けるべき	8-1、8-2 は、農薬の問題、8-3 は、農薬を含めた肥料の問題を扱います。
B3	水利権問題(ふゆみずたんぼ)	水利権の問題で、生物多様性の向上に必要な水を確保できない現実があります。4-2 にまとめました。
B4	なつみずたんぼの拡大(NPOの手伝い)	7-1、7-2、7-3 にまとめました。
B5	なつみずたんぼの取り組み一連作可能	7-1、7-2、7-3 にまとめました。

提案番号	内容	行動計画への反映
B6	中干ししないと株分けが進む	7-1、7-2、7-3 にまとめました。
B7	深水管理	7-1、7-2、7-3 にまとめました。
B8	除草剤のタイミング	7-1、7-2、7-3 にまとめました。
B9	農業収入を増やす方法として小水力発電を利用する⇒自治体やJAがバックアップする	気候変動枠組み条約の地球温暖化防止対策に含まれる課題なので、本計画では、取り扱いません。別の行動計画での対応を望みます。
B10	農家をもっともうかるようにするため？	環境保全型農業直接支払交付金制度の拡充など、田んぼの生物多様性の向上により、水田農業での所得が増加するよう、4-2 にまとめました。
B11	楽しんでやるプラス生産	水田の生物多様性向上行動には、農業収益に、直接、結びつかないものが多々あります。それでも生きものの回復を好ましく思う農業者は少なくありません。1-1、7-3 などの実施に当たり、そのような農業者を増やしていくことが大切です。
B12	限界集落問題は	限界集落における放棄水田の解消は、14-4 に含まれますが、限界集落は、人の生活や文化が立ちいなくなる問題です。本行動計画以外の、抜本的な対応策が必要です。
B13	次世代問題（後継者）	次世代問題は、農地の相続権の継承としての後継者対策のほか、新規就農者が参入しやすい環境づくりも課題です。1-1 や7-3 などを通して、農業者への生物多様性豊かな田んぼの維持の重要性の普及と、実施しやすい環境づくりが推進されることを期待します。
B14	良いガイド。啓発活動	1-1、1-3、7-2 にまとめました。
B15	普及の方法（まずは身近な所へ）	行動計画の実施には、具体的な手順や方法、行程表などを明確にした実施計画が必要です。身近な所から始めるなどの実施手順は、実施計画で示されることが望ましい。
B16	地域の農法、知識の普及	水田の生物多様性の向上に役立つ地域の農法、知識の普及という意味で、7-2 にまとめました。
B17	良い事例をつくる（モデル）⇒見てもらう	1-2、7-1、8-1、8-2、8-3、10-2、12-2、14-1、14-4、などの実施結果から、良い事例を選択し、16-3 で公表します。
B18	農家＋データ。コラボ	7-1、8-1、8-2、10-2 などに取り組んだ農家が、結果を評価できるようなデータの集約、まとめをする必要があります。16-3 で扱います。
B19	成功事例で心に届くメッセージ	B17 に準じます
B20	心を変える	本計画の推進過程で、生物多様性の価値に気づく人を増やしていけるのではないかと思います。

提案番号	内容	行動計画への反映
B21	首長さんの意志を変えるために？	都道府県、市町村の首長に、本行動計画の呼びかけを行います。
C1	命の循環を意識させるのは、水田の生物多様性。水田のCEPA活動。	1-1にまとめました。
C2	小学校で田んぼの生き物を見てもらい、興味をもってもらう。	1-2にまとめました。
C3	田植えから稲刈りまでを小・中学校の授業に取り入れ体験させる。	1-2にまとめました。
C4	稲作をしている都市部の公園へ出前講座	1-1、1-3にまとめました
C5	野鳥が生息する自然が人間にとって、どのようなメリットがあるか？	1-3にまとめました。
C6	生物多様性は経験することでしか実感できない	1-2にまとめました。
C7	スズメやトンボが少なくなっているということは広く知られている。なぜかを追求する機会があるとよい。	田んぼの生きものが減少している原因の追及も含めて、17-1としてまとめました。
C8	水田農業を知り、水田の生き物を学ぶ行動	1-1、1-2にまとめました。
C9	スズメの数をかぞえて、昔の話と合わせる。現状がどうなっているのか体感する。	17-1にまとめました。
C10	水田の生物多様性に関する客観的評価が必要	17-1にまとめました。
C11	水田のとりくみを中心とした目標となる像、シンボリックな取り組みを作ると同時に段階的に導入できる施策や事業をリスト化する。	「水田のとりくみを中心とした目標となる像を作る」とは、本計画のシンボルマークを作成するという意味なら別途、関係者で検討する必要があります。 「水田のとりくみを中心とした目標となるシンボリックな取り組みを作る」について、水田目標は、各々並行して実現に向かう必要があります。本計画の水田の取り組みは、多岐にわたるため、シンボリックな取り組みを作るのは困難です。 「段階的に導入できる施策や事業をリスト化する」について、行動計画の実施には、関係する主体の状況が大きくかわります。一般的に導入しやすい、しにくいという判断は難しいと思います。
C12	着実に無農薬栽培で行う農家を増やす（技術支援）	7-3にまとめました。
C13	ネオニコチノイド系農薬の危険性を消費者・生産者にどのように伝えるか？	自然環境に与える影響が極めて大きいネオニコチノイド系農薬等の問題提起は、1-1、1-3、3-2、5-1、7-2、7-3、12-2、12-3、15-2、16-1、17-1などの取組みの中で訴えられると思います。
C14	農家の方たちに農薬の怖さをわかってもらうために技術者による講演会を開く	7-3にまとめました。

提案番号	内容	行動計画への反映
c15	大きな原因となっているネオ・ニコ農薬の危険性をしらせる	7-3 にまとめました。
C16	無農薬でも稲作ができることを農家の人にわかってもらおう。	7-3 にまとめました。
C17	コウノトリなどを野生復帰させるために、えさとなる生き物の数を増やす	田んぼの生物多様性が向上することで、食物連鎖の上位にいるものも、下位にいるものも、バランスが保たれます。7-1、12-2 にまとめました。
C18	ナベヅルなど野鳥の生態をもっと解明する	17-1 にまとめました。
C19	ツル住む田を作る	12-2 にまとめました。
C20	土地利用の多様性を確保する。ふゆみずも団地化すれば劣化をまねく？	7-2 にまとめました。
C21	平成8年～14年にかけ土地改良により、土水路3面コンクリート水路になり、2～3年間は魚が激減したが、水路に魚だまりとか砂利を投入することに、現在は多種の魚が生息するようになる。	田んぼの生物多様性を向上させる方法について、7-2 にまとめました。
C22	魚道や土水路などの設置を義務づける	4-1、4-2、14-1、14-2、14-3 にまとめました。
C23	生物の多様性をおびやかしているものはなにか	3-1、17-1 にまとめました。
C24	ふゆみずたんぼを広げるためには、水利権の問題を解決する。	水利権の問題で、生物多様性の向上に必要な水を確保できない現実があります。4-2 にまとめました。
C25	生物多様性の向上による水田農業での所得増加	環境直接支払制度の拡充など、田んぼの生物多様性の向上により、水田農業での所得が増加するよう、4-2 にまとめました。
C26	国が買い取るお米を有機栽培米のみにする	学校給食や官公庁で使用する食材など、国や地方自治体で買い取るお米は、本計画内容に沿ったものにすべきです。国や地方自治体をはじめ、企業、団体も含めて、5-2 にまとめました。



田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクト参加登録書

田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクト行動計画に賛同して同計画に基づいて活動することを誓約した上で、田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクト参加規定に同意し、参加登録致します。

①	(ふりがな) 氏名 ※個人で登録する場合	まるやま さんかくお まるやまのうえん ○山 △夫 (○山農園)	
②	(ふりがな) 団体名 ※団体で登録する場合	団体名： ----- 代表者名：	
③	担当者名		
④	登録者の分類 ※該当するところに○	<input checked="" type="radio"/> 農家 農業団体 土地改良関係団体 農地水組織 中山間地組織 学校 <input type="radio"/> 地方自治体 企業 事業者団体 消費者団体 市民団体 研究者 その他()	
	住所	〒 123-456 ○○県△○市○○ 123-45	
	電話/FAX	123-456-789	
⑤	メールアドレス		
	ウェブサイト		
⑥	個別行動番号 ※複数も可	7-1、8-1	
⑦	行動内容の説明 ※個別番号が複数ある場合も、それぞれの内容を、簡単に記入してください。書ききれない場合は、別紙を追加してください。	7-1 ふゆみずたんぼ 1ha の実施と、水田魚道 1ヶ所の設置、維持管理を行います。 8-1 病害虫の発生状況を確認した上で、防除作業の実施を決めます。	
⑧	予定される活動範囲	1. 全国展開	記載不要
		2. 都道府県	○○県
		3. 市町村	△○市内
⑨	活動期限	<input checked="" type="radio"/> 1. 無期限	2. 活動期限限定 (年 月 まで)

⑩ 上記内容を、国際自然保護連合日本委員会のにじゅうまるプロジェクトのホームページに掲載してもよろしいですか。(数字に○をつけてください)

1. はい 2. 登録者名を登録者の分類名に変えれば掲載可 3. いいえ

参加登録書の送り先について

田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクトに参加する人は、ファックスか郵送で、裏面の参加登録書を送ってください。

FAX 番号：**03-3834-6566**

または

郵送先：〒 110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F
NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本

にじゅうまるプロジェクトのホームページへの記載について

参加登録内容は、国際自然保護連合日本委員会のにじゅうまるプロジェクトのホームページに下記の通り掲載します。ただし、掲載を希望しないこともできます。

■にじゅうまるプロジェクトホームページへの掲載内容■

1. 登録者名（または登録者の分類名）下欄⑩参照
2. 活動の名前：どの行動番号を選択しても「田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト」とします。
3. 行動内容：下欄の⑦に基づいて記載します。
4. 所在地：都道府県のみ記載します。
5. メールアドレス、電話／FAX 番号は記載しません。ホームページのURLは記載します。
6. 登録者の個人名、団体名の掲載を希望しない場合は、登録者の分類名を掲載します。
例「島根県の農家」など。
7. 活動が停止された場合は、削除します。

参加登録書の書き方

- 
- ①. **氏名**：農家など個人で参加登録する場合は、氏名をお書きください。
 - ②. **団体名**：団体で参加登録する場合は、団体名のほか、代表者名をお書きください。
 - ③. **担当者名**：団体の場合などで、代表者と担当者が異なる場合は、担当者名をお書きください。
 - ④. **登録者の分類**：登録者の分類に○をつけてください。その他の場合は、カッコ内に記載してください。
 - ⑤. **メールアドレス・ウェブサイト**：メールやホームページなどが無い場合は、記入不要です。
 - ⑥. **個別行動番号**：今後実施しようとしている行動番号を、記載してください。（P7 など）
 - ⑦. **行動内容の説明**：行動内容を、簡単に記入してください。書ききれない場合は、別紙を追加してください。
 - ⑧. **予定される活動範囲**：該当する番号に○をつけてください。活動が予定されている都道府県名、市町村名を記載してください。複数可。全国展開の場合は不要。
 - ⑨. **活動期限**：活動期限が、特に定まっていない場合も、無期限に○をつけてください。
 - ⑩. 登録内容は、国際自然保護連合日本委員会のホームページに掲載します。掲載を希望しない場合は、「いいえ」に、登録者の個人名、団体名の掲載を希望しない場合は、「登録者名を登録者の分類名に変えれば 掲載可」に○をつけてください。

田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト参加登録書

田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画に賛同して同計画に基づいて活動することを誓約した上で、田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト参加規定に同意し、参加登録致します。

(ふりがな) 氏名 ※個人で登録する場合	
(ふりがな) 団体名 ※団体で登録する場合	団体名： ----- 代表者名：
担当者名	
登録者の分類 ※該当するところに○	農家 農業団体 土地改良関係団体 農地水組織 中山間地組織 学校 地方自治体 企業 事業者団体 消費者団体 市民団体 研究者 その他()
住所	〒
電話 / FAX	
メールアドレス	
ウェブサイト	

個別行動番号 ※複数も可	
行動内容の説明 ※個別番号が複数ある場合も、それぞれの内容を、簡単に記入してください。書ききれない場合は、別紙を追加してください。	

予定される活動範囲	1. 全国展開	記載不要
	2. 都道府県	
	3. 市町村	
活動期限	1. 無期限	2. 活動期限限定 (年 月 まで)

上記内容を、国際自然保護連合日本委員会のにじゅうまるプロジェクトのホームページに掲載してもよろしいですか。(数字に○をつけてください)

1. はい 2. 登録者名を登録者の分類名に変えれば掲載可 3. いいえ



田んぼの生物多様性向上 10年プロジェクト
行動計画 2013

発行日 2013年2月9日
編集・発行 NPO法人ラムサール・ネットワーク日本
共同代表 呉地正行
〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F
電話/FAX：03-3834-6566
URL：<http://www.ramnet-j.org>
制作・写真・DTP・イラスト：NPO法人オリザネット



この事業は「国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J)」が推奨する事業として認定を受けています



NPO 法人 ラムサール・ネットワーク日本